

那珂川市国土強靱化地域計画



目 次

第1章 はじめに	1
Ⅰ 計画策定の趣旨	1
Ⅱ 計画の位置づけ	1
Ⅲ 計画期間	1
Ⅳ 進捗管理	2
 第2章 那珂川市の地域特性	3
Ⅰ 市の概況	3
Ⅱ 災害危険性	7
 第3章 地域強靱化の基本的な考え方	13
Ⅰ 基本目標	13
Ⅱ 計画の対象とする災害リスク	13
Ⅲ 脆弱性評価	14
 第4章 強靱化施策の取組方針	27
Ⅰ 施策分野	27
Ⅱ 個別施策分野ごとの推進方針	28
施策大綱1「支え合い、安心して暮らせるまちづくり」	29
1 市民による地域力を発揮できる協働社会を推進する	29
2 市民の安全な暮らしを守るまちを実現する	32
3 高齢者が生きがいを持ち、安心して暮らせる環境をつくる	40
4 地域が支え合う社会、誰もがともに暮らせる社会をつくる	43
5 市民が健康に暮らせる環境をつくる	47
施策大綱2「誰もが学び、育むまちづくり」	51
1 多様な市民の人権を尊重した社会をつくる	51
2 安心して出産、子育てできるまちをつくる	55
3 健やかで「生きる力」を持った子どもが育つまちをつくる	58
4 市民一人ひとりが生涯学習やスポーツに参加しやすい環境をつくる	61
施策大綱3「自然と調和した快適に暮らせるまちづくり」	64
1 自然と調和した快適な都市基盤をつくる	64
2 地域を結ぶ安全・便利な道路交通ネットワークをつくる	66
3 安全で快適な生活環境をつくる	69
4 市民目線に立った行政運営を推進する	72

目 次

施策大綱 4「自然の豊かさを感じるまちづくり」	78
1 豊かな自然環境を受け継ぎ、活かす社会をつくる	78
2 環境に配慮した地域社会をつくる	80
3 自然資源を活かした農林業を振興する	82
施策大綱 5「地域の資源を活かした活力あふれるまちづくり」	85
1 地域の経済・雇用を支える産業を創出・育成する	85
2 歴史・文化・芸術を通じた多彩な交流を広げる	88
3 地域とつながりを築き、交流するまちをつくる	90
資料：整理対照表	93

第1章 はじめに

I 計画策定の趣旨

平成23年に発生した東日本大震災の経験を通じ不測の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱性が明らかとなり今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として認知されることとなり、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(以下、「基本法」という。)が施行され、平成26年6月には、基本法に基づく「国土強靱化基本計画」(以下、「基本計画」という。)が閣議決定されました。(平成30年12月基本計画の変更について閣議決定)

また、福岡県においても、基本計画を踏まえ、いかなる自然災害が発生しようとも、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な県土・地域・経済社会の構築に向けた「県土の強靱化」を推進するため、「福岡県地域強靱化計画」(以下、「県地域計画」という。)を平成28年3月に策定し、「平成28年熊本地震」、「平成29年7月九州北部豪雨」に係る検討・検証結果と併せ、令和元年6月に計画を改定するなど、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが整備されてきました。

本市においても、基本計画及び、県地域計画を踏まえ、いかなる自然災害が発生しようとも、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全安心な地域・経済社会の構築に向けた「市の強靱化」を推進するため、「那珂川市国土強靱化地域計画」(以下「本計画」という。)を策定するものです。

II 計画の位置づけ

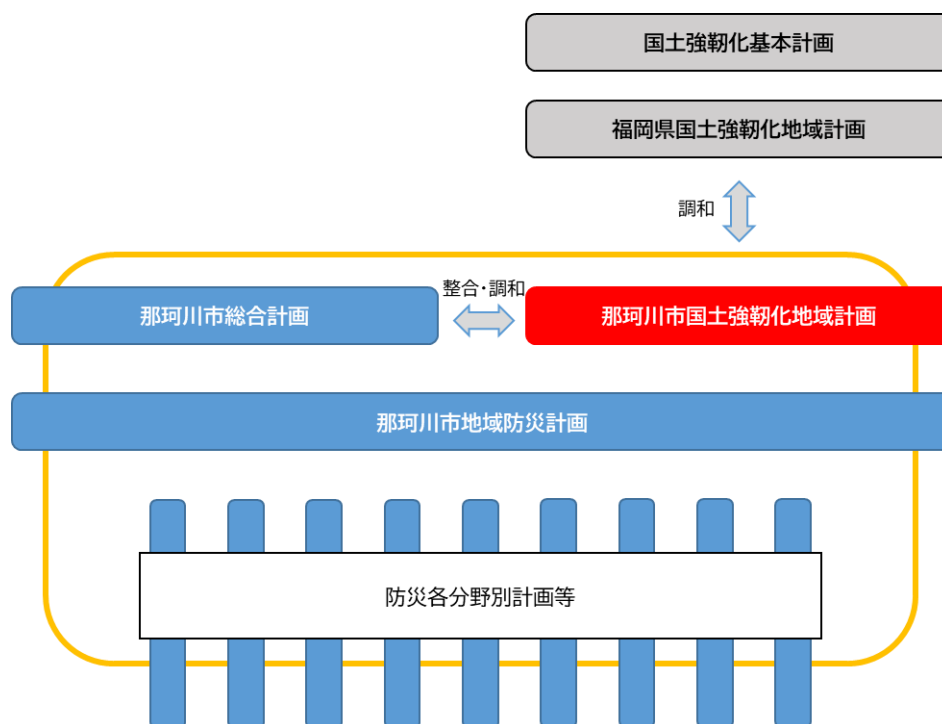
本計画は国土強靱化基本法第13条に基づく「国土強靱化地域計画」として策定するものであり、国の基本計画及び県地域計画との調和を図りつつ、本市の市政の基本方針である「那珂川市総合計画」とも整合を図りながら策定し、「那珂川市地域防災計画」や各防災分野別計画等における本市の強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進する指針性をもつ計画として位置付けるものです。

III 計画期間

本計画が対象とする期間は、「那珂川市総合計画前期基本計画」と同じ令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

なお、計画期間中であっても、施策の進捗や社会情勢や経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画を見直します。

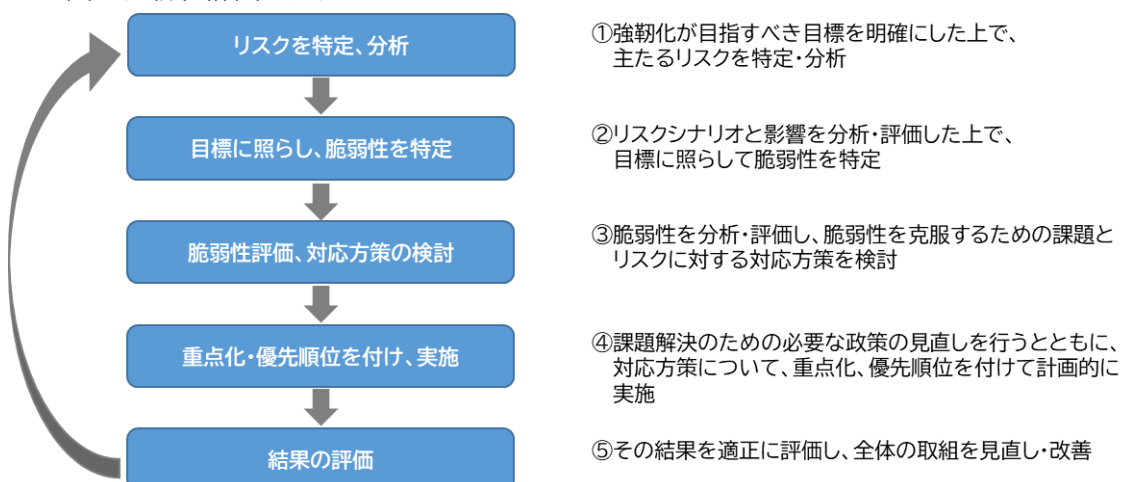
※那珂川市国土強靱化計画と那珂川市総合計画、他計画との関係イメージ



IV 進捗管理

地域強靱化は、長期的な視野を持って計画的に取り組むことが重要であるが、一方で、大規模自然災害はいつ起こるとも知れないことから、短期的視野に基づきPDCAサイクル(Plan—Do—Check—Action)により進捗管理を行うことで、施策の確実な進捗を図るとともに、見直し・改善を行います。

※国土強靱化計画の進捗イメージ



第2章 那珂川市の地域特性

I 市の概況

1. 自然的条件

(1) 位置・面積

本市は、福岡県の西部にあり、福岡市の都心部から13kmのところに位置しています。北西部は福岡市、東部は春日市・大野城市・筑紫野市、南部は佐賀県に接し、南北約14.5km、東西約6.2kmの南北に長い形状で総面積は74.95k m²です。

(2) 気象

九州の北部に位置する那珂川市は、九州の気候区分のうち、日本海型気候区分に区分され、主な特徴は以下のとおりです(出典 太宰府測候所の記録)。

- ① 平均気温は15～16℃、1月の平均気温は6℃以下でほかの気候区に比べて寒い。
- ② 年降水量は1,700mm前後で、内海型気候区に次いで降水量は少ない。
- ③ この地域の最大の特徴は、冬季に曇りや雨の天気が多いことと、北西の季節風をまともに受けて風の強い日が多い。

(3) 地形・地質

市の大部分は脊振山地北斜面の山地で、市の約70%は林野が占めています。市の北部には平野が広がり、市街地となっています。南部は背振雷山県立自然公園に指定されており、九千部山・背振連山からなる溪谷と緑豊かな山麓の間には景勝の地釣垂峡があります。また、県境の背振山付近に源を発する那珂川が市の中央を南北に貫流し、博多湾に注いでいます。

地質は、那珂川市を構成する基盤岩類は白亜紀深成岩類(花崗岩)です。

山地・丘陵地は、すべて白亜紀火成岩類からなり、深成岩類(花崗岩類)は、厚さ数10mまで風化(深層風化)を受けてマサ土化していることがあります。マサ土は、大雨を受けると壊れやすい特徴を持っています。

段丘は、地形分類の台地に相当し、砂礫から構成される砂礫段丘と阿蘇カルデラ起源の火砕流堆積物(シラス)からなっています。

各河川周辺には、第四紀堆積物が分布しており、特に表層部は10～20mほどの沖積層と呼ばれる軟弱な地層からなり、谷底平野・氾濫平野・自然堤防及び旧河道は、砂泥質堆積物から、また、扇状地及び扇状平野は、砂泥礫堆積物からなっています。土石流地形は、過去に発生した土石流の堆積土砂からなり、礫分が含まれる砂泥礫質堆積物からなっています。

① 山地・丘陵地

市の大部分は山地・丘陵地からなり、平野は北部を中心に広がっています。

山地は、標高847.5mの九千部山を最高峰に順次高度を下げ標高200m付近からなだらかな丘陵へと変化するほか、平野部の段丘の基盤となっています。

山地・丘陵地は白亜系花崗岩類からなり、表層部は風化しマサ化しています。

② 台地

那珂川市に分布する台地には、砂礫台地と火山灰台地の2種類があります。

砂礫台地は、過去に河川によって形成された平坦な地形面が、その後の隆起侵食によって、やや高い段になった地形であり、段丘の上面は平坦な土地であるが、縁辺部は侵食により急崖になっている場合が多く見られます。

火山灰台地は、火山噴火により形成された平坦な地形面であり、細粒な火山灰(シラス)からなっています。本市の火山灰台地は、阿蘇カルデラで、約8万年前に大噴火を起こした際に噴出された火砕流堆積物からなるとされており、以下それぞれの分布は次のとおりです。

ア. 砂礫台地

砂礫台地は、那珂川流域の市ノ瀬、埋金及び市北部の市街地周辺に分布しています。市街地周辺の分布は、都市圏活断層図(s=1/25,000)で、下位段丘面と記載されている範囲とし、低地との比高差は数m～20m程度であると言われています。

イ. 火山灰台地

火山灰台地は、安徳と下梶原に分布しており、比高約20m程度の台地をなしています。

③ 土石流堆積面

土石流堆積面は、桑河内、成竹、南面里などに分布しています。土石流堆積面は、山地内や斜面上部からもたらされた碎屑土砂が堆積した斜面地形であり、砂・泥・礫から構成されています。

④ 谷底平野・氾濫平野

谷底平野は、那珂川・梶原川及びこれらの支川沿い一帯に細長く分布しています。一方、氾濫平野は那珂川の安徳より下流域に分布しており、氾濫平野には、自然堤防と旧河道が存在し、過去の洪水によって自然堤防の形成や河川の流路変更が行われたことが類推されます。谷底平野は、山地・丘陵地あるいは台地・段丘を刻む河川の沖積作用によってできた平坦な土地で、主として礫・砂よりなっています。氾濫平野は、河川の沖積作用によって形成された広く開けた土地で、堆積物は谷底平野より細粒の砂・シルト・粘土からなっています。

⑤ 自然堤防

自然堤防は氾濫平野内の那珂川流路沿いに帯状又は島状に分布しており、自然堤防は、洪水時に河川の流路沿い又は周辺に、砂や礫が堆積してできた帯状の微高地(周辺との比高0.5～1.0m)で縁辺部では小さなパッチ(帯状)になることが多く見られます。

⑥ 旧河道

氾濫平野内の那珂川流路沿いに帯状に分布し、旧河道は、過去の河川流路の跡で、周辺の一般面より0.5～1.0m低く自然堤防より1～2m程度の凹地となっています。

⑦ 人工改変地

人工改変地は、山地・丘陵地の斜面を切り取り整地して造成された平坦地又は緩傾斜地です。山地や丘陵地の谷を盛土するような大規模な改変が多く、丘陵を切土し、平坦化している程度となっています。

人工改変地は、ゴルフ場、リゾート施設及び住宅団地として利用されており、本市に所在する新幹線の車両基地も人工改変地です。

(4) 活断層

那珂川市周辺には警固断層等、13の断層(系)が活断層として確認あるいは推定されています。那珂川市を横断する活断層は、「西畑」、「南面里」及び「五ヶ山」などを横断する、『日向(ひなた)峠ー小笠木(おかさぎ)峠断層帯』が確認されていますが、被害想定などに必要十分なデータが確保されていないことから、現状ではこの活断層による地震を想定することは困難です。

そのため、現状において活断層で発生する地震は、那珂川市域で非常に大きい揺れが予測されている「警固断層帯地震」を想定しています。

■ 想定地震の概要

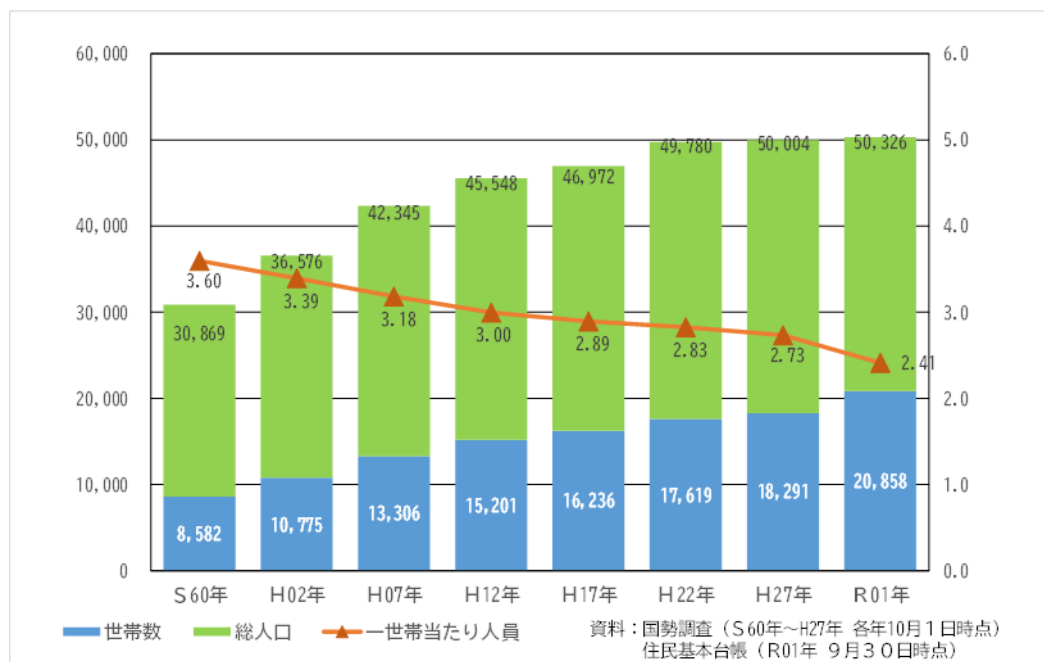
種別	想定地震	地震タイプ	マグニチュード (Mj)	断層の長さ
活断層	警固断層地震	地殻内	7. 2 (南東部)	約27km (南東部)
			6. 9 (北西部)	約25km (北西部)

警固断層は、地震調査研究推進本部により公表されており、玄界灘から博多湾を経て、福岡平野にかけて分布しています。最新の活動時期は約4,300年～3,400年前で、今後30年以内に地震が発生する確率は0.3～6%と想定されています。

2. 社会的条件

(1) 人口及び世帯数

本市の人口(住民基本台帳:令和元年9月30日現在)は、50,326人(男性24,364人、女性25,962人)世帯数20,858世帯で、1世帯当たりの構成人員は2.4人です。



また、年齢別では、最も多い年齢層は45～49歳層であり、次いで40～44歳層となっており、平均年齢は43歳です。65歳以上の人口は11,477人であり、全体の22.8%となっています。

(2) 土地利用の変遷

昭和46年以後の約20年間で、本市は大きく姿を変えました。新幹線基地などの新たな社会基盤が整備され、市街地も大幅に拡大しています。市北部の那珂川や梶原川沿いに広がっていた水田地帯は、そのほとんどが宅地に転用されているほか、山林・原野の宅地への転用も推し進められています。王塚台・京団地などのニュータウン建設は、そのほとんどが山林・原野を転用する形で行われています。山麓地域では、筑紫ヶ丘ゴルフ場・大博多カントリーゴルフ場をはじめ多くのゴルフ場や、グリーンピアながわ等郊外型の娯楽施設が数多く造られています。

(3) 建物

① 概略

全市に17,432棟(平成31年1月1日現在)の建物があり、その約70%が木造建物です。その大部分が市北部に集中しており、特に今光・王塚台地区で1,000棟を越えており、集合住宅の多い松原地区は、棟数が30棟以下であるが、そ

の他の地区は、100棟を越えています。

市南部の山地を有する大字単位の地区では、概して木造建物の構成比が高く古い木造建物の比率も大きく、建物の集中する今光地区では木造の割合が約60%程度で、古い木造建物の割合も他の大字単位の地区に比べて低い傾向にあります。

② 木造建物

木造建物は市全体で12,761棟(平成31年1月1日現在)あり、松原地区を除けば、全ての行政区で木造建物が占める割合は、非木造建物が占める割合を上回っています。

年代別に見ると、1960年以前の比較的古い建物については、市ノ瀬・山田・西畑地区に多く、市南部に集中していることがわかります。一方、1961年以降の建物は、王塚台・今光・恵子地区に多く、市街地に集中していることがわかります。

③ 非木造建物

非木造建物は、市全体で4,671棟(平成31年1月1日現在)あり、地区別に見ると今光地区で最も多く、全体の1割を越える。年代別にみると、1965年以前は、市南部に位置する五ヶ山などに多く分布していました。

しかし、木造建物と同様、後年になるにつれて、今光・中原地区などの市街地に位置する行政区に、多く分布しています。

II 災害危険性

1. 災害履歴

那珂川市における災害履歴を、異常気象報告及び現地調査などの資料を元に本市の各種災害の特徴を整理しました。結果は以下のとおりです。

■ 那珂川市における災害履歴年表

年月日	災害区分	出来事
大正2年9月	かんばつ	大かんばつに見舞われる(90日間雨なし)
大正8年9月	火災	南面里に大火災起こる
昭和9年11月	火災	西畑に大火災起こる
昭和16年6月	水害	豪雨のため、中原中池の堤防決壊
昭和24年7月	水害	集中豪雨による大水害発生(中ノ原、寺倉橋決壊)
昭和28年6月	水害	大雨による大災害発生
昭和38年1月	大雪	大雪で被害甚大
昭和38年6月	水害	集中豪雨による大水害起こる(現人橋、安西橋、橋本橋決壊、一ノ井堰流出)

年月日	災害区分	出来事
昭和 39 年 1 月		南畑ダム建設始まる
昭和 41 年 3 月		南畑ダム完成
昭和 42 年 8 月	かんばつ	大かんばつ見舞わる
昭和 46 年 6 月		背振ダム建設工事始まる
昭和 48 年 7 月	水害	集中豪雨による大水害発生（激甚地指定）
昭和 53 年 5 月	かんばつ	65 年ぶりの大かんばつ
平成 11 年 6 月 29 日	水害	梅雨前線集中豪雨により農業災害 39 箇所、公共災害 33 箇所
平成 11 年 6 月 30 日	水害	豪雨により上梶原の上ノ池決壊、西畑の下ノ田橋決壊
平成 11 年 7 月 2 日	崩壊	山林の斜面崩壊による国道 385 号の通行止め（市ノ瀬）
平成 15 年 7 月 19 日	水害	豪雨により、全壊、半壊家屋がそれぞれ 1 棟、床下浸水家屋の被害が 40 棟を超えた。（上梶原・西畑・成竹等家屋崩壊等の被害）
平成 17 年 3 月 20 日	地震	福岡西方沖地震 震度 5 弱
平成 17 年 4 月 20 日	地震	福岡西方沖地震 震度 5 弱 被害合計 196 棟
平成 18 年 9 月 17 日	台風 13 号	国道への倒木 8 箇所、町道（当時）への倒木 3 箇所、負傷者 4 名、屋根の損壊数棟
平成 21 年 7 月 24～26 日	水害	住宅被害 6 棟、床上浸水 73 棟、床下浸水 125 棟、河川溢水 13 箇所、がけ崩れ 95 箇所
平成 22 年 7 月 14 日	水害	住宅被害 1 棟、床上浸水 2 棟、床下浸水 10 棟、河川溢水 3 箇所、がけ崩れ 10 箇所
平成 30 年 3 月		五ヶ山ダム建設事業完成
平成 30 年 7 月 5 日～7 日	水害・土砂災害	負傷者 1 名、住家被害 6 棟、道路被害 3 箇所、溢水 1 箇所（西畑川）、がけ崩れ 4 箇所、土石流（小規模） 32 箇所

(1) 水害

市中央を流れる那珂川の氾濫による水害が頻繁に発生しています。昭和38年の水害では、多くの民家が浸水・倒壊などの被害を受け、現人橋、安西橋、橋本橋は決壊しました。

なお、昭和24年8月、同27年6月、及び38年7月の豪雨は、那珂川水系に甚大な被害をもたらしたと記録されています。また、下流一帯は年々水不足に悩まされ、灌漑用水、上水道用水の不足は、当該地域の発展を著しく阻害していました。これらの問題を解消するため、ここに洪水調節・灌漑用水の補給、上水道用水の供給を目的として建設された多目的ダム「南畑ダム」サイトの碑に記載があります。

平成21年7月の中国・九州北部豪雨による水害では、床上浸水73棟、床下浸水125棟、河川の溢水13箇所の甚大な被害が発生しました。

また、県は、那珂川水系那珂川に係る洪水浸水想定区域を平成30年4月27日に指定しています。

(2) 土砂災害

市の大部分が山地から構成され、土砂災害は頻繁に発生しています。平成11年6月の集中豪雨では、斜面崩壊による国道385号の通行止めが生じ、また、平成15年7月の集中豪雨では家屋の床下以上の浸水による損壊が40棟を超えるなど多大な被害をうけました。

平成21年7月の中国・九州北部豪雨による水害では、がけ崩れ95箇所、住宅被害6棟の被害が発生し土砂災害による国道385号の通行止めも発生しました。

また、県は、土砂災害防止法(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律)に基づき、市内の土砂災害警戒・特別警戒区域(土石流、急傾斜地の崩壊、地すべり)を指定しています。

(3) 地震災害

『新編 被害地震総覧〔増補改訂版〕』によると、1898年8月10日の「糸島地震」で震度4、1854年7月24日の「安政南海地震」で震度5の揺れがあったとされており、家屋等への被害があったと予想されます。また、平成17年3月20日及び同年4月20日に発生した福岡県西方沖地震により、196棟もの家屋が被害に遭いました。

(4) 火災

本市では、大正末期と昭和初期に大火が発生したが、近年は目立った大火災は発生していません。

平成13年に那珂川市で発生した火災件数は、26件であり、損害額は54,677千円です。しかしながら、火災件数は近年増加傾向にあり、平成16年で34件、損害額55,623千円、平成17年で40件、損害額は91,581千円、特に平成17年中の春日・大野城・那珂川消防組合管内での総発生件数は100件を超え、損害額は218,519千円です。

(5) その他

その他の災害として、山間部での大雪があげられるが、農作物への影響が主体です。

2. 想定される災害リスク

上記の災害履歴より那珂川市において主に想定される災害リスクは以下の通りです。

(1) 風水害

本市で想定される水害は、主に那珂川や梶原川の外水氾濫(溢水、堤防の決壊による河川からの流入水による洪水氾濫)や、内水氾濫(河川の水位が上昇し、市街地や農地等で河川への排水が困難になって生じる湛水)が想定されます。

那珂川の外水氾濫は、平成21年7月の中国・九州北部豪雨の災害を踏まえ、県の床上浸水対策特別緊急事業による改修が進められているため、氾濫の危険性は減

少すると予想されるが、当該事業は平成21年7月の中国・九州北部豪雨における豪雨(1時間雨量64mm、3時間雨量168mm、24時間雨量302mm)が再度発生しても、堤防満杯で流下できるように改修されるため、これ以上の豪雨が発生すれば氾濫する恐れがあります。

また、那珂川沿いの今光橋より下流左岸1.0kmと右岸0.5km、松尾橋上流200mから轟橋までの左岸2.2kmが県の重要水防箇所として、引き続き指定されています。

(2) 土砂災害

本市は前述の災害履歴に示したように、過去にがけ崩れ等の土砂災害に度々見舞われています。本市の山地・丘陵地は花崗岩類が厚さ数10mまで風化を受けてマサ土化しており、大雨に対して脆弱な地質となっています。

県は、土砂災害防止法(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律)に基づき、市内の土砂災害警戒・特別警戒区域(土石流、急傾斜地の崩壊、地すべり)を指定しており、「那珂川市総合防災マップ」に記載しています。

土砂災害警戒区域等	指定区域数(令和2年2月現在)			計
	土石流	急傾斜地の崩壊	地すべり	
土砂災害警戒区域	124箇所	129箇所	1箇所	254箇所
土砂災害特別警戒区域	114箇所	126箇所	0箇所	240箇所

(3) 地震災害

『新編 被害地震総覧[増補改訂版]』によると、1898年8月10日の「糸島地震」で震度4、1854年7月24日の「安政南海地震」で震度5の揺れがあったとされており、家屋等への被害があったと予想されます。また、平成17年3月20日及び同年4月20日に発生した福岡県西方沖地震により、196棟もの家屋が被害に遭いました。

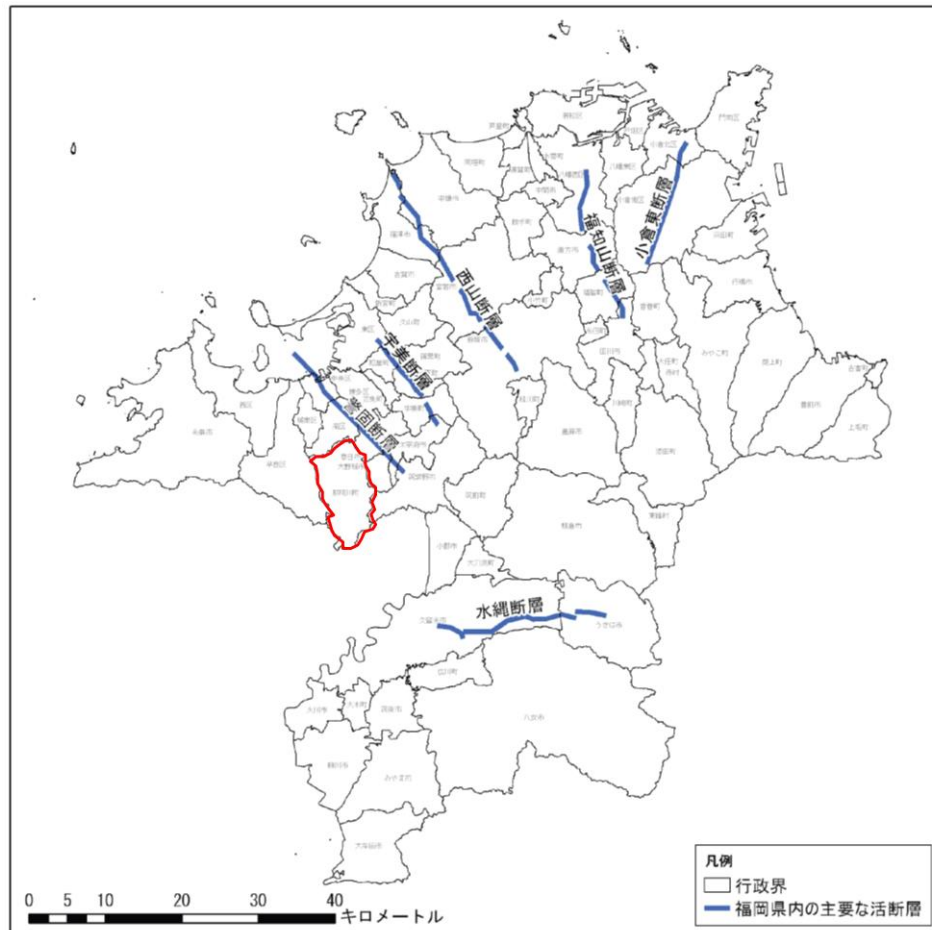
福岡県の「地震に関する防災アセスメント調査報告書」(平成24年3月)によると、本市に被害を及ぼす可能性のある活断層による想定地震は、次のように想定されます。

また、この想定地震による那珂川市で発生する被害の想定量、及び液状化の危険度を以下のように示しています。

※本市に被害を及ぼす可能性のある活断層による想定地震

活断層	活動の規模	断層の長さ	最大震度
西山断層(南東部)	マグニチュード7.3	約31km	6弱
警固断層(南東部)	マグニチュード7.2	約27km	6強

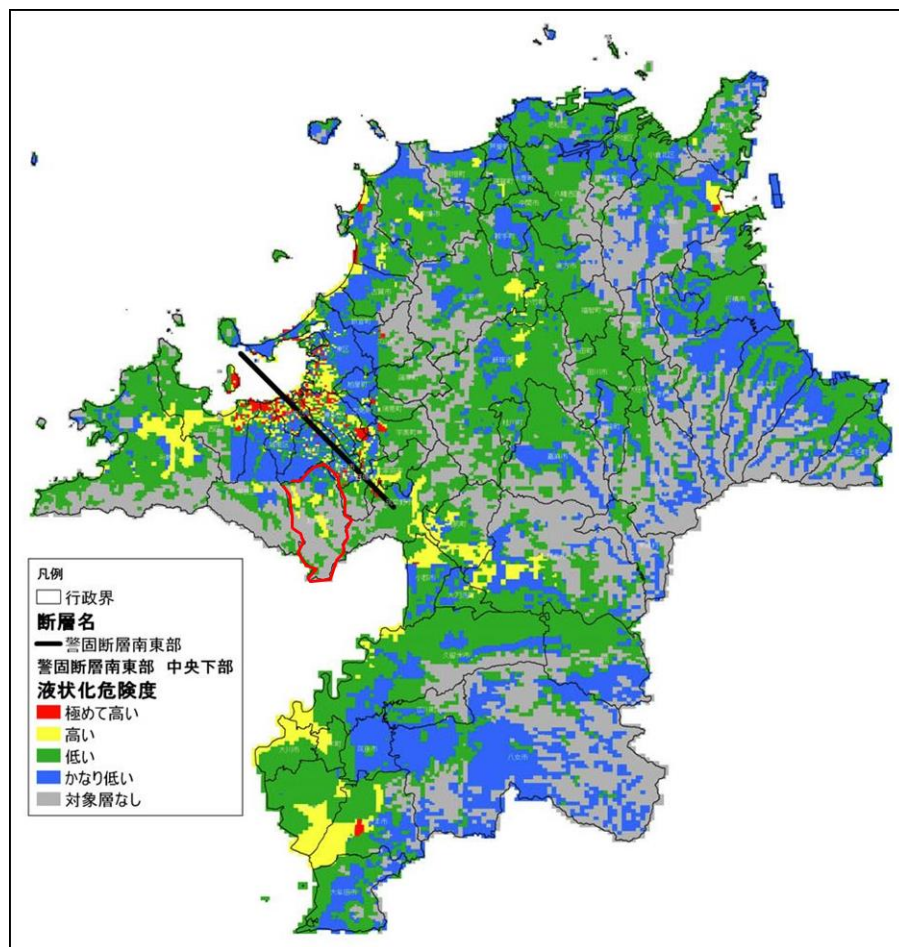
警固断層（北西部）	マグニチュード7.0	約25km	6弱
宇美断層	マグニチュード6.9	約18km	6弱



※想定地震による那珂川市で発生する被害の想定量、及び液状化の危険度

活断層	破壊開始	液状化の危険度
西山断層（南東部）	北西下部	高い
西山断層（延長）	北西下部	高い
警固断層（南東部）	南東下部	高い
	中央下部	極めて高い（ごく一部）、高い
	北西下部	高い
警固断層（北西部）	中央下部	高い
水縄断層	北東下部	高い
宇美断層	南東下部	高い
	中央下部	高い
	北西下部	高い

※液状化危険度が極めて高い、もしくは高いと予測されたものを記載



第3章 地域強靱化の基本的な考え方

I 基本目標

基本法第14条において、「国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。」とされています。

これを踏まえ、本計画は、那珂川市総合計画とその基本構想におけるまちの将来像『笑顔で暮らせる自然都市なかがわ～これからも住み続けたい協働のまちを目指して～』を掲げる本市の強靱化を推進するため、基本計画及び県地域計画と同じ次の4項目を基本目標とします。

基本目標

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興が図られること

推進にあたっては、市民や関係機関との協働により進めるとともに、庁内関係各課の横断的な推進体制を図り、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせて取り組みます。

また、P. 2 に記載のとおり、成果指標による進捗管理を通じて、必要な事業の見直しを行う等効果的に推進します。

II 計画の対象とする災害リスク

市民生活や経済活動に影響を及ぼすリスクとしては、大規模な事故やテロ等も想定されるが、本市における過去の災害被害および、県地域計画の内容を踏まえ、本計画では、まずは広範囲に甚大な被害が生じる大規模な自然災害を対象とすることとします。

そのため、県基本計画に示されている大規模災害のうち、本市の地域特性を考慮し、以下の 2 種類の大規模災害によるリスクを想定することとします。

なお、地震については、平成 24 年 3 月実施の「地震に関する防災アセスメント調査」をもとに被害予測を想定しています。

災害の種類	災害の規模
大雨・土砂災害	大雨特別警報及びそれに伴う土砂災害等の発生 (主に那珂川や梶原川の氾濫や市内各所での内水氾濫、山間部を中心とした土砂災害警戒区域等における土砂災害等)

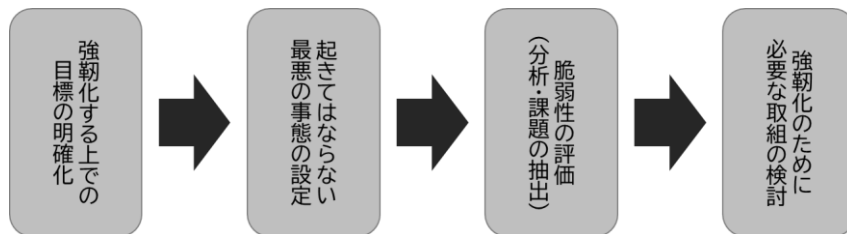
地震災害	警固断層帯(南東部)地震(想定マグニチュード 7.2)の発生 西山断層帯地震(想定マグニチュード 7.6)の発生 水縄断層帯地震(想定マグニチュード 7.2)の発生
------	--

Ⅲ 脆弱性評価

1. 脆弱性評価の方法

脆弱性評価は、大規模な自然災害に対する脆弱性の分析・評価は強靱化に関する現行の施策の弱点を洗い出す非常に重要なプロセスとされています。

本市を大規模自然災害等に対し強くしなやかな地域にするため、仮に起きれば本市に致命的な影響が生じると考えられる「起きてはならない最悪の事態」を想定し、内閣官房国土強靱化推進室が策定した「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」に基づき、次の枠組みにより実施しました。



2. 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)の設定

国の基本計画では、8つの「事前に備えるべき目標」と45の「起きてはならない最悪の事態」が設定されていますが、本計画では、本市の地理的、社会・経済的条件、災害特性から、県地域計画との調和を図り、「事前に備えるべき目標」として8つの目標を設定し、その妨げとなるものとして、21項目の「起きてはならない最悪の事態」を本市の特性を踏まえて設定しました。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	地震に起因する建物・交通施設の大規模な倒壊・火災等による多数の死傷者の発生
		1-2	広域の河川氾濫等に起因する浸水による多数の死傷者の発生
		1-3	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
		1-4	情報伝達の不備や防災リテラシー教育の不足、深刻な交通渋滞等に起因する避難の遅れによる多数の死傷者の発生

2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境等を確実に確保する	2-1	被災地における水・食料・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-3	警察、消防等の被災による救助・救急活動の停滞
		2-4	被災地における疾病・感染症の大規模発生
		2-5	劣悪な避難環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	行政機関の職員・施設の被災、関係機関間の連携・支援体制の不備による行政機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	情報通信・放送ネットワークの麻痺・長期停止等による災害・防災情報の伝達不能
5	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5-1	污水处理施設等の長期にわたる機能停止
		5-2	交通インフラの長期にわたる機能停止
6	経済活動を機能不全に陥らせない	6-1	サプライチェーンの寸断、金融サービスの機能停止、風評被害等による経済活動の機能不全
		6-2	食料等の安定供給の停滞
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生
		7-2	農地・森林等の荒廃による被害の拡散
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	災害廃棄物の処理停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ
		8-2	復旧を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失
		8-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

3. 脆弱性の評価結果

「起きてはならない最悪の事態」ごとに脆弱性評価を行い、課題を抽出し、8つの「備えるべき目標」ごとにまとめました。

事前に備えるべき目標		1 直接死を最大限防ぐ
起きてはならない最悪の事態	1-1	地震に起因する建物・交通施設の大規模な倒壊・火災等による多数の死傷者の発生
	1-2	広域の河川氾濫等に起因する浸水による多数の死傷者の発生
	1-3	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
	1-4	情報伝達の不備や防災リテラシー教育の不足、深刻な交通渋滞等に起因する避難の遅れによる多数の死傷者の発生

対象の事象	回避に向けた評価結果
1-1	市内には木造住宅を主とした住宅密集地があるため、多数の死傷者を出さないよう、特に人口密度の高い居住誘導区域内(※)を中心に、狭あい道路整備等促進事業や市街地再開発事業等により、狭あい道路の改良や公園の整備及び空き家対策を進め、避難路および指定緊急避難場所の確保、火災の延焼防止対策を促進することが緊急かつ重要な課題である。
1-1	切迫性が指摘されている地震から市民の生命および財産を守るため、住宅・建築物安全ストック形成事業や優良建築物等整備事業、都市防災推進事業等の活用により、宅地や建築物等の耐震診断や耐震補強工事等を行う市民等を支援するなど、耐震化を促進する必要がある。
1-1 1-2 1-3	指定緊急避難場所となっている市の公共施設の機能を維持するため、改築・更新等の維持管理を適切に行う必要がある。
1-1 1-2 1-3	浸水想定区域や土砂災害の危険性がある区域、地震の揺れの大きさの分布を事前に市民等へ周知することで、市民等の危機管理意識の向上や自主避難態勢の確立など、被害の軽減に極めて有効であることから、引き続き周知に努めていく必要がある。

(※)居住誘導区域 … 那珂川市立地適正化計画で定められた居住を誘導すべき区域

対象の事象	回避に向けた評価結果
1-1 1-2 1-3 1-4	災害時には、災害の状況を迅速かつ的確に把握し、関係機関が連携して組織的に活動するとともに、情報を市民等に伝える体制とその情報の正確性、確実性を絶えず向上していく必要がある。また、常に市民ニーズの把握に努めておく必要がある。
1-1 1-2 1-3 1-4	発災直後、行政による救出救護体制の整わない状況下においては、地域の助け合いが重要であり、隣近所での助け合いの精神を基本に、市、市民、自治会等が協力し、要配慮者等も含めた避難援助体制を推進する必要がある。
1-1 1-2 1-3 1-4	緊急車両や救援物資運搬車両が通行するための緊急輸送道路をはじめとした幹線道路を整備し、迅速な対応が可能な道路環境を整備および維持していくことが重要である。
1-2	市内には、多くの河川が流れているため、河川氾濫や内水被害等による洪水浸水被害に対して、河川や水路、ポンプ場の整備とあわせて、雨水流出抑制対策や農地、緑地などによる保水能力の維持向上策について、十分な対応措置を講ずる必要あり、中でも居住誘導区域内にある浸水想定区域においては特に推進する必要がある。
1-2	洪水被害等の発生、または発生のおそれが生じた場合、その被害の軽減を図るため、関係機関と連携して、すみやかに水防活動を実施することが重要である。
1-2	河川の流下能力不足の箇所は、ひとたび集中豪雨に見舞われると氾濫等が発生し、家屋浸水被害はもとより、豪雨災害時の避難路の遮断の原因となり、大きな被害につながる恐れがあるため、那珂川の河川改修事業などを関係機関と協力して促進する必要がある。
1-3	急傾斜崩壊危険箇所や土石流危険箇所等、災害の発生が予測される箇所については、砂防事業等による防災施策の他、市民と災害リスクを共有し、災害の危険性が著しく高いエリアについては、住宅・建築物安全ストック形成事業等の活用により、居住誘導区域内への誘導を推進する必要がある。
1-4	法令に基づく情報の収集・伝達を確実にを行うため、県と国、市町村、防災関係機関とを結ぶ福岡県防災・行政情報通信ネットワークの計画的な維持管理を行う必要がある。 また、防災行政無線をはじめとする多種多様な伝達手段を用いて避難情報の伝達を行う必要があるため、当該システム等の計画的な維持管理等を行う必要がある。

事前に備えるべき目標		2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境等を確実に確保する
起きてはならない 最悪の事態	2-1	被災地における水・食料・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
	2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
	2-3	警察、消防等の被災による救助・救急活動の停滞
	2-4	被災地における疾病・感染症の大規模発生
	2-5	劣悪な避難環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

対象の事象	回避に向けた評価結果
2-1	那珂川市備蓄基本計画に基づき、災害時に迅速かつ着実に備蓄物資を供給するため、適切な備蓄および管理を行うとともに、避難所運営に必要な資機材等の整備を行う。 また、災害時に備蓄物資や必要資機材が不足した場合に備えて、物資の供給等に関する協定の締結先の拡大を図る必要がある。
2-1 2-2	ライフラインの途絶による被害を抑え、市民の安全を確保するため、物資の供給等に関し民間団体等とあらかじめ協定を締結するとともに、自治会や市民団体等との連携・協力体制を構築する必要がある。また、救援物資の受入れ、仕分け、配送を迅速に行い、必要な場所に必要物資を供給できるような、連絡・運搬体制を整備する必要がある。
2-1 2-2	物流ルートを確実に確保するため、道路・橋りょう等の輸送基盤の整備を着実に進めるとともに、発災後の迅速な輸送経路の啓開については、関係機関と十分に連携・協力する必要がある。
2-1 2-2	大規模災害時には、電力やガソリン、石油等の燃料の確保が困難となることが予想されることから、非常用発電機の整備や燃料等の備蓄に努める必要がある。
2-1 2-2	災害時の輸送と交通を円滑に行うため、橋梁等の保全や長寿命化を実施するとともに、障害物の除去等の管理行為の迅速化や、占用物の耐震性向上について、道路管理者とライフライン事業者とが協力し推進する必要がある。

対象の事象	回避に向けた評価結果
2-3	災害時に市民の安全・安心な暮らしを守る地域の消防力を強化するため、常備消防体制の充実を図るとともに、地域の消防力の核である消防団の団員の確保、活動の支援による地域消防体制を充実する必要がある。
2-3	地域のリーダーを対象とした自主防災組織の設立・運営のノウハウ等を学ぶ研修等の取組により、自主防災組織の活性化を図る必要がある。
2-4	感染症の発生の予防及びまん延防止のため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、適切な感染防止対策の徹底や医療従事者の巡回などにより避難者の健康管理に注意する必要がある。 また、災害時の円滑な医療活動のため、関係機関等と災害時の応援協定等に基づき適切に連携を図る必要がある。
2-4 2-5	不慣れな避難所生活、不特定多数の避難者との共同生活により、体調不良者や感染症のまん延になどによる二次健康被害の発生が懸念される。避難者の健康管理や快適な環境の整備等、避難所における安全対策に万全を期する必要がある。

事前に備えるべき目標		3 必要不可欠な行政機能は確保する
起きてはならない 最悪の事態	3-1	行政機関の職員・施設の被災、関係機関間の連携・支援体制の不備による行政機能の大幅な低下

対象の事象	回避に向けた評価結果
3-1	災害時に、職員の全員が参集できない状況であっても必要な業務や活動を行えるよう、職員は、平時から市民感覚と危機管理意識を養い、災害対応も含めた実践能力の維持・向上に努める必要がある。
3-1	災害により施設等に大きな被害が発生した場合でも、迅速な復旧・復興ができるような安定的な財政運営を行うとともに、代替施設の準備をしておく必要がある。
3-1	応急危険度判定、り災証明の発行、被災者台帳の整備など、被災者に対する業務を迅速に処理するため準備をするとともに、災害時における応急対策以外の行政サービスについても、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、通常通りの業務が最短で提供できるような組織を構築していく必要がある。
3-1	市有施設の耐震化や浸水対策を進めるとともに、災害時に災害対策本部や、避難所などの防災拠点となる施設では、特に計画的な点検・改修を行う必要がある。

事前に備えるべき目標		4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
起きてはならない 最悪の事態	4-1	情報通信・放送ネットワークの麻痺・長期停止等による災害・防災情報の伝達 不能

対象の事象	回避に向けた評価結果
4-1	非常電源の導入等を積極的に検討し、電気等のエネルギー供給の停止時にも、行政機能及び避難体制への影響を最小限に抑える必要がある。
4-1	発災後、必要な情報を確実に伝達する為、防災行政無線や防災メールまもるくん、ライン公式アカウントをはじめとする多数の伝達手段を確保し、随時正確な情報を発信する必要がある。
4-1	情報セキュリティやデータのバックアップ体制の強化により、市保有の情報を守り続けるとともに、情報サービスの維持向上のための最新技術の活用も検討していく必要がある。
4-1	災害時にも情報の共有・提供ができるよう、あらかじめ、市民や自治会等との情報伝達に関する連携・協力体制を充実するとともに、要配慮者が利用する施設に対する情報伝達について万全を期する必要がある。

事前に備えるべき目標		5 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
起きてはならない 最悪の事態	5-1	汚水処理施設等の長期にわたる機能停止
	5-2	交通インフラの長期にわたる機能停止

対象の事象	回避に向けた評価結果
5-1	大規模自然災害等によって下水道施設の機能が損なわれた場合、疫病や感染症等が蔓延するリスクがあることから、下水道施設の適切な維持管理を行い、持続的な機能確保に取り組んで行く必要がある。
5-2	街路事業や道路事業、都市構造再編集集中支援事業等の活用により、災害時に避難路や緊急輸送道路となるなど、都市基盤施設として重要な役割を果たす幹線道路をはじめとした道路環境の整備を進めていく必要がある。
5-2	災害時の輸送と交通を円滑に行うため、橋梁等の保全や長寿命化を実施するとともに、障害物の除去等の管理行為の迅速化や、占用物の耐震性向上について、道路管理者とライフライン事業者とが協力し推進する必要がある。
5-2	道路・線路などが局所的に閉鎖となった場合に、別ルートまたは別の手段による移動が確保できるよう、交通ネットワークの充実を図る必要がある。
5-2	大規模災害発生時の道路ネットワークを確保するため、緊急輸送道路に位置づけられた道路については、新設電柱の占用を制限した上で、改良整備などを重点的に進める 必要がある。 また、災害時における地域交通網を確保するため、幅員の狭い未改良区間の整備や歩道設置など、市民の安全・安心を確保するための道路整備を進める。

事前に備えるべき目標		6 経済活動を機能不全に陥らせない
起きてはならない 最悪の事態	6-1	サプライチェーンの寸断、金融サービスの機能停止、風評被害等による経済活動の機能不全
	6-2	食料等の安定供給の停滞

対象の事象	回避に向けた評価結果
6-1	平時から、市内の産業能力を向上することにより、災害時に農・商・工等の停滞を招かないよう、産業の基盤を整備していく必要がある。
6-1	市内事業所の事業継続力を強化するため、商工会と市が共同で作成する、防災意識の向上活動、事業継続計画（BCP）の作成支援、災害発生時の情報収集等を定めた支援計画に基づく協力体制を構築する必要がある。
6-1 6-2	地域や企業相互の連携を図り、産業の活性化とあわせて、技術向上とリスク分散を進めていく必要がある。
6-1 6-2	大規模災害等により基幹道路となる国道や県道等が分断される事態が発生した場合においても、市道・林道・農道を迂回路として活用できるよう、平時より維持管理に努め、必要に応じて計画的に整備していく必要がある。
6-2	大規模災害時に備蓄物資を速やかに供給するため、平時から計画を策定し、適切な管理を行うとともに、目標物資を確保していく必要がある。
6-2	大規模災害時に備蓄物資では必要数を不足する場合に、速やかに協力事業者より物資の供給を受けるため、物資の供給などに関する協定の提携先の拡大を図る必要がある。

事前に備えるべき目標		7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
起きてはならない 最悪の事態	7-1	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生
	7-2	農地・森林等の荒廃による被害の拡散

対象の事象	回避に向けた評価結果
7-1	豪雨や地震等に起因するため池の決壊による災害を防止するため、「防災重点ため池」を中心に、市町村と連携し浸水想定区域図の作成など必要なソフト対策や堤体・洪水吐等の施設機能の適切な維持管理に努め、計画的に整備していく必要がある。
7-2	有害鳥獣の被害が拡大傾向にある一方、対策に当たる人材が不足し、農作物等への被害増加が懸念されている。鳥獣被害を一因とする耕作放棄地の発生や森林の荒廃等は、災害発生時における被害拡大のリスクを増加させる可能性もあることから、生息環境の管理、被害防除及び効果的な捕獲等を組み合わせた総合的な対策を推進するとともに、鳥獣被害防止対策を担う人材の育成に取り組み、関係機関が連携した鳥獣被害防止対策を強化していく必要がある。
7-2	農林業従事者は年々減少傾向にあり、農業振興の中心的担い手としての役割をもつ認定農業者についても、高齢化・若者の就農率の低下により減少が懸念されていることから、新規就農者及び担い手の確保・育成支援の対策の充実が必要である。

事前に備えるべき目標		8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する
起きてはならない 最悪の事態	8-1	災害廃棄物の処理停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ
	8-2	復旧を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
	8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失
	8-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

対象の事象	回避に向けた評価結果
8-1	大規模自然災害発生時には、大量の災害廃棄物が発生し、通常どおりの廃棄物処理が困難となることが予想されることから、災害廃棄物の撤去、収集運搬、処理・処分についての災害時応援に関し関係団体と協定を締結する等、災害廃棄物を迅速に処理する体制の整備が必要がある。
8-2	職員・施設の被災により、行政機能が大幅に低下し、復旧・復興が遅れる事態を回避するため、平時より関係機関との連携を密にし、災害時における体制の構築に力を入れていく必要がある。
8-2	災害時には、市の能力には限界があり、多くの被災者に対してきめ細やかな援助を行うには、自助・共助による助け合いやボランティア、自主防災組織等の協力が不可欠である。ボランティア受入体制の整備や自主防災組織の発足支援等、防災連携体制の確立を図り、市民へ防災訓練等への積極的な参加を呼び掛ける等、地域における防災行動力の強化を図る必要がある。
8-2	災害時における女性、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、傷病者、外国人等への対応力を向上するとともに、思いやりや寛容さのある地域づくりを推進するため、コミュニティ強化に係る支援等の取組を充実する必要がある。
8-2	復興のまちづくりを迅速に進めるためには、発災前の平時から、住民等と将来のまちづくりについて、話し合いを進めておくことが重要である。
8-3	那珂川市の自然・歴史・文化的環境のなかで育まれ継承されてきた文化財等を確実に保存し後世に継承するためにも、平時より各地区及び保存団体等と連携を図っていく必要がある。

対象の事象	回避に向けた評価結果
8-4	県が提供する災害時に必要な建設型応急仮設住宅を迅速かつ適切に受入できるよう、建設可能戸数や候補地の確認等、供給体制の維持に努める必要がある。 また、被災者に対する迅速な住宅支援を行うため、公営住宅等の公的賃貸住宅及び借上型応急仮設住宅の提供について、状況に応じて対応する必要がある。

第4章 強靱化施策の取組方針

I 施策分野

那珂川市総合計画基本構想において、『笑顔で暮らせる 自然都市 なかがわ』を目指す将来像として掲げ、これを実現するために、定められた5つの目標(施策大綱)を本計画の個別施策分野とします。

個別 施策 分野	施策大綱1 「支え合い、安心に暮らせるまちづくり」	コミュニティ	1 市民による地域力を発揮できる協働社会を推進する
		防災・防犯	2 市民の安全な暮らしを守るまちを実現する
		高齢者福祉	3 高齢者が生きがいをもち、安心して暮らせる環境をつくる
		地域福祉	4 地域が支え合う社会、誰もがともに暮らせる社会をつくる
		健康・医療	5 市民が健康に暮らせる環境をつくる
	施策大綱2 「誰もが学び、育むまちづくり」	人権	1 多様な市民の人権を尊重した社会をつくる
		子育て支援	2 安心して出産、子育てできるまちをつくる
		学校教育	3 健やかで「生きる力」を持った子どもが育つまちをつくる
		社会教育	4 市民一人ひとりが生涯学習やスポーツに参加しやすい環境をつくる
	施策大綱3 「自然と調和した快適に暮らせるまちづくり」	都市基盤	1 自然と調和した快適な都市基盤をつくる
		道路交通	2 地域を結ぶ安全・便利な道路交通ネットワークをつくる
		生活環境	3 安全で快適な生活環境をつくる
		行財政	4 市民目線に立った行政運営を推進する
	施策大綱4 「自然の豊かさを感じるまちづくり」	自然環境	1 豊かな自然環境を受け継ぎ、活かす社会をつくる
		環境保全	2 環境に配慮した地域社会をつくる
		農林業	3 自然資源を活かした農林業を振興する
	施策大綱5 「地域の資源を活かした活力あふれるまちづくり」	商工業・観光	1 地域の経済・雇用を支える産業を創出・育成する
		文化・芸術	2 歴史・文化・芸術を通じた多彩な交流を広げる
		交流	3 地域とつながりを築き、交流するまちをつくる

Ⅱ 個別施策分野ごとの推進方針

個別施策分野と、21のリスクシナリオごとの脆弱性評価結果に対して必要な施策との関連性を、以下のとおり、取りまとめました。

本計画の成果指標は、那珂川市総合計画前期基本計画の成果指標のうち、国土強靱化に資する成果指標を活用して設定しています。

これにより、第6次那珂川市総合計画前期基本計画の各施策を推進することで、市の強靱化を推進します。

また、その進捗状況を把握、検証することで、本計画の進捗管理を行うことが可能となることから、P.2 の記載のとおり、PDCAサイクル(Plan—Do—Check—Action)により進捗管理を行うことで、施策の確実な進捗を図るとともに、見直し・改善を行います。

施策大綱1「支え合い、安心して暮らせるまちづくり」

1 市民による地域力を発揮できる協働社会を推進する

施策の概要	市民参画の推進
	① 市民参画につなげる情報発信・情報共有の充実 NPO・ボランティア活動に対する理解を深めるため、講座・研修会の実施や広報紙、ホームページ、SNSなどによる情報発信・情報共有に努めます。 ② ボランティア団体などの育成 ボランティア支援センターを中心に、ボランティア団体の活動を支援するとともに、市民が各団体の活動を体験できる機会を企画・実施し、参加者の増加を図ります。



対象の事象	回避に向けた評価結果
1-1 1-2 1-3 1-4	発災直後、行政による救出救護体制の整わない状況下においては、地域の助け合いが重要であり、隣近所での助け合いの精神を基本に、市、市民、自治会等が協力し、要配慮者等も含めた避難援助体制を推進する必要がある。
8-2	災害時には、市の能力には限界があり、多くの被災者に対してきめ細やかな援助を行うには、自助・互助による助け合いやボランティア、自主防災組織等の協力が不可欠である。ボランティア受入体制の整備や自主防災組織の発足支援等、防災連携体制の確立を図り、市民へ防災訓練等への積極的な参加を呼び掛ける等、地域における防災行動力の強化を図る必要がある。

施策の概要	多様な主体をつなぐ体制の整備
	❶ 多様な主体をつなぐコーディネーションの役割を担うために必要な体制の整備 協働コーディネーションのスキルを身に付けるため、行政・ボランティア支援センター・社会福祉協議会などとの合同による研修を推進します。 ❷ 市民によるまちづくり事業の提案の促進 これまでの提案型まちづくり事業の課題を整理・検証し、市民の主体的なまちづくりを支援できる事業内容への改善を図ります。 ❸ 市民の生きがい支援体制の整備 市民一人ひとりが生きがいを持って暮らせるよう、柔軟で多様な活躍の場を提供することを目指し、情報提供や研修機会の提供を検討します。



対象の事象	回避に向けた評価結果
1-1 1-2 1-3 1-4	災害時には、災害の状況を迅速かつ的確に把握し、関係機関が連携して組織的に活動するとともに、情報を市民等に伝える体制とその情報の正確性、確実性を絶えず向上していく必要がある。また、常に市民ニーズの把握に努めておく必要がある。
1-1 1-2 1-3 1-4	発災直後、行政による救出救護体制の整わない状況下においては、地域の助け合いが重要であり、隣近所での助け合いの精神を基本に、市、市民、自治会等が協力し、要配慮者等も含めた避難援助体制を推進する必要がある。
8-2	災害時における女性、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、傷病者、外国人等への対応力を向上するとともに、思いやりや寛容さのある地域づくりを推進するため、コミュニティ強化に係る支援等の取組を充実する必要がある。

施策の概要	地域コミュニティの活性化
	❶ 地域コミュニティの充実 行政区・小学校区の再編を含め、今後の地域コミュニティのあり方について、地域の意向などを踏まえながら検討します。
	❷ 市立・区公民館活動の充実・支援 区公民館連絡協議会と連携し、区公民館活動の人材育成に対する支援を行うとともに、市民が区公民館活動へ気軽に参加できる環境づくりを進め、区公民館活動の活性化を図ります。また、区公民館改修など施設の充実に向けた支援の強化を図ります。 市立公民館は、市民自らが主体的に学ぶ場の提供に努めるとともに、多くの市民が集い、活発な活動を行えるよう体制整備に努めます。
	❸ 南畑地域活性化への支援 地域住民団体などとの連携により、移住・定住の促進や関係人口の拡大を目指した地域活性化に向けて取り組みます。



対象の事象	回避に向けた評価結果
1-1 1-2 1-3 1-4	災害時には、災害の状況を迅速かつ確に把握し、関係機関が連携して組織的に活動するとともに、情報を市民等に伝える体制とその情報の正確性、確実性を絶えず向上していく必要がある。また、常に市民ニーズの把握に努めておく必要がある。
1-1 1-2 1-3 1-4	発災直後、行政による救出救護体制の整わない状況下においては、地域の助け合いが重要であり、隣近所での助け合いの精神を基本に、市、市民、自治会等が協力し、要配慮者等も含めた避難援助体制を推進する必要がある。
4-1	災害時にも情報の共有・提供ができるよう、あらかじめ、市民や自治会等との情報伝達に関する連携・協力体制を充実するとともに、要配慮者が利用する施設に対する情報伝達について万全を期する必要がある。
8-2	復興のまちづくりを迅速に進めるためには、発災前の平時から、住民等と将来のまちづくりについて、話し合いを進めておくことが重要である。
8-3	那珂川市の自然・歴史・文化的環境のなかで育まれ継承されてきた文化財等を確実に保存し後世に継承するためにも、平時より各地区及び保存団体等と連携を図っていく必要がある。

2 市民の安全な暮らしを守るまちを実現する

施策の概要	消防体制の充実
	❶ 常備消防の充実 市民の安全・安心な生活が守れるよう、常備消防体制の充実に向けて春日・大野城・那珂川消防組合消防本部との取組を推進します。 ❷ 消防団の充実 地域の消防力を強化するため、消防団の広報活動などを通じて消防団員の確保、消防団活動への支援に努めます。



対象の事象	回避に向けた評価結果
2-3	災害時に市民の安全・安心な暮らしを守る地域の消防力を強化するため、常備消防体制の充実を図るとともに、地域の消防力の核である消防団の団員の確保、活動の支援による地域消防体制を充実する必要がある。

施策の概要	防災体制の充実・強化
	① 市民や地域の防災意識の向上 防災情報に関する広報活動や防災訓練の実施により、日頃からの市民の防災意識の啓発に努めます。また、災害時に備えた総合防災マップによる災害のリスク・防災の知識などの防災情報の周知に努めます。
	② 自主防災組織の育成・避難対策の推進 災害時の地域での初動対応や避難行動要支援者の避難などが円滑に進めることができるよう、那珂川市自主防災協議会を中心とした各区における自主防災組織の育成を支援します。また、災害時に安全に避難ができるよう、避難場所や危険箇所などの周知徹底を図ります。
	③ 災害時の情報伝達手段の整備・活用 災害時の通信手段として防災行政無線、防災気象情報や避難勧告などをメールで配信する県の防災メール(防災メール・まもるくん)や SNS(LINE 公式アカウント)、テレビのデータ放送などの活用を進めるほか、民間事業者による緊急速報メールなどの利用を促進するなど、多様で新たな情報伝達手段の整備・活用を検討します。



対象の事象	回避に向けた評価結果
1-1 1-2 1-3	指定緊急避難場所となっている市の公共施設の機能を維持するため、改築・更新等の維持管理を適切に行う必要がある。
1-1 1-2 1-3	浸水想定区域や土砂災害の危険性がある区域、地震の揺れの大きさの分布を事前に市民等へ周知することで、市民等の危機管理意識の向上や自主避難態勢の確立など、被害の軽減に極めて有効であることから、引き続き周知に努めていく必要がある。
1-1 1-2 1-3 1-4	災害時には、災害の状況を迅速かつ的確に把握し、関係機関が連携して組織的に活動するとともに、情報を市民等に伝える体制とその情報の正確性、確実性を絶えず向上していく必要がある。また、常に市民ニーズの把握に努めておく必要がある。
1-1 1-2 1-3 1-4	発災直後、行政による救出救護体制の整わない状況下においては、地域の助け合いが重要であり、隣近所での助け合いの精神を基本に、市、市民、自治会等が協力し、要配慮者等も含めた避難援助体制を推進する必要がある。
1-4	法令に基づく情報の収集・伝達を確実にを行うため、県と国、市町村、防災関係機関とを結ぶ福岡県防災・行政情報通信ネットワークの計画的な維持管理を行う必要がある。 また、防災行政無線をはじめとする多種多様な伝達手段を用いて避難情報の伝達を行う必要があるため、当該システム等の計画的な維持管理等を行う必要がある。

対象の事象	回避に向けた評価結果
2-1 2-2	ライフラインの途絶による被害を抑え、市民の安全を確保するため、物資の供給等に関し民間団体等とあらかじめ協定を締結するとともに、自治会や市民団体等との連携・協力体制を構築する必要がある。 また、救援物資の受入れ、仕分け、配送を迅速に行い、必要な場所に必要な物資を供給できるような、連絡・運搬体制を整備する必要がある。
2-3	地域のリーダーを対象とした自主防災組織の設立・運営のノウハウ等を学ぶ研修等の取組により、自主防災組織の活性化を図る必要がある。
3-1	災害時に、職員の全員が参集できない状況であっても必要な業務や活動を行えるよう、職員は、平時から市民感覚と危機管理意識を養い、災害対応も含めた実践能力の維持・向上に努める必要がある。
4-1	発災後、必要な情報を確実に伝達する為、防災行政無線や防災メールまもるくん、ライン公式アカウントをはじめとする多数の伝達手段を確保し、随時正確な情報を発信する必要がある。
4-1	災害時にも情報の共有・提供ができるよう、あらかじめ、市民や自治会等との情報伝達に関する連携・協力体制を充実するとともに、要配慮者が利用する施設に対する情報伝達について万全を期する必要がある。
6-2	大規模災害時に備蓄物資を速やかに供給するため、平時から計画を策定し、適切な管理を行うとともに、目標物資を確保していく必要がある。
6-2	大規模災害時に備蓄物資では必要数を不足する場合に、速やかに協力事業者より物資の供給を受けるため、物資の供給などに関する協定の提携先の拡大を図る必要がある。
8-4	県が提供する災害時に必要な建設型応急仮設住宅を迅速かつ適切に受入できるよう、建設可能戸数や候補地の確認等、供給体制の維持に努める必要がある。 また、被災者に対する迅速な住宅支援を行うため、公営住宅等の公的賃貸住宅及び借上型応急仮設住宅の提供について、状況に応じて対応する必要がある。

施策の概要	災害に備えた社会基盤の強靱化
	❶ 国土強靱化に向けた社会基盤整備 集中豪雨による風水害などの自然災害の多発化に備え、社会基盤の強靱化に向けた基盤整備に努めます。 ❷ 河川などの安全性向上 河川などの安全性を高めるため、県が実施している那珂川の河川改修事業をはじめ、災害の危険が高い河川やため池などについて計画的な改修を推進します。 また、自然災害などでため池が決壊した際に、周辺の区域に被害を及ぼす恐れのある防災重点ため池については、ため池ハザードマップを活用し災害時に安全に避難ができるよう、防災情報の周知に努めます。 ❸ 浸水対策の充実強化 浸水対策が必要な箇所について、排水路の整備を実施するなど、計画的な整備を推進します。



対象の事象	回避に向けた評価結果
1-1	市内には木造住宅を主とした住宅密集地があるため、多数の死傷者を出さないよう、特に人口密度の高い居住誘導区域内(※)を中心に、狭あい道路整備等促進事業や市街地再開発事業等により、狭あい道路の改良や公園の整備及び空き家対策を進め、避難路および指定緊急避難場所の確保、火災の延焼防止対策を促進することが緊急かつ重要な課題である。
1-1	切迫性が指摘されている地震から市民の生命および財産を守るため、住宅・建築物安全ストック形成事業や優良建築物等整備事業、都市防災推進事業等の活用により、宅地や建築物等の耐震診断や耐震補強工事等を行う市民等を支援するなど、耐震化を促進する必要がある。
1-1 1-2 1-3	指定緊急避難場所となっている市の公共施設の機能を維持するため、改築・更新等の維持管理を適切に行う必要がある。
1-1 1-2 1-3 1-4	緊急車両や救援物資運搬車両が通行するための緊急輸送道路をはじめとした幹線道路を整備し、迅速な対応が可能な道路環境を整備および維持していくことが重要である。
1-2	市内には、多くの河川が流れているため、河川氾濫や内水被害等による洪水浸水被害に対して、河川や水路、ポンプ場の整備とあわせて、雨水流出抑制対策や農地、緑地などによる保水能力の維持向上策について、十分な対応措置を講ずる必要あり、中でも居住誘導区域内にある浸水想定区域においては特に推進する必要がある。
1-2	河川の流下能力不足の箇所は、ひとたび集中豪雨に見舞われると氾濫等が発生し、家屋浸水被害はもとより、豪雨災害時の避難路の遮断の原因となり、大きな被害につながる恐れがあるため、那珂川の河川改修事業などを関係機関と協力して促進する必要がある。

対象の事象	回避に向けた評価結果
1-3	急傾斜崩壊危険箇所や土石流危険箇所等、災害の発生が予測される箇所については、砂防事業等による防災施策の他、市民と災害リスクを共有し、災害の危険性が著しく高いエリアについては、住宅・建築物安全ストック形成事業等の活用により、居住誘導区域内への誘導を推進する必要がある。
1-4	法令に基づく情報の収集・伝達を確実にを行うため、県と国、市町村、防災関係機関とを結ぶ福岡県防災・行政情報通信ネットワークの計画的な維持管理を行う必要がある。 また、防災行政無線をはじめとする多種多様な伝達手段を用いて避難情報の伝達を行う必要があるため、当該システム等の計画的な維持管理等を行う必要がある。
2-1	那珂川市備蓄基本計画に基づき、災害時に迅速かつ着実に備蓄物資を供給するため、適切な備蓄および管理を行うとともに、避難所運営に必要な資機材等の整備を行う。 また、災害時に備蓄物資や必要資機材が不足した場合に備えて、物資の供給等に関する協定の締結先の拡大を図る必要がある。
2-1 2-2	物流ルートを確実に確保するため、道路・橋りょう等の輸送基盤の整備を着実に進めるとともに、発災後の迅速な輸送経路の啓開については、関係機関と十分に連携・協力する必要がある。
2-1 2-2	大規模災害時には、電力やガソリン、石油等の燃料の確保が困難となることが予想されることから、非常用発電機の整備や燃料等の備蓄に努める必要がある。
2-1 2-2	災害時の輸送と交通を円滑に行うため、橋梁等の保全や長寿命化を実施するとともに、障害物の除去等の管理行為の迅速化や、占用物の耐震性向上について、道路管理者とライフライン事業者とが協力し推進する必要がある。
3-1	災害時に、職員の全員が参集できない状況であっても必要な業務や活動を行えるよう、職員は、平時から市民感覚と危機管理意識を養い、災害対応も含めた実践能力の維持・向上に努める必要がある。
3-1	災害により施設等に大きな被害が発生した場合でも、迅速な復旧・復興ができるような安定的な財政運営を行うとともに、代替施設の準備をしておく必要がある。
3-1	応急危険度判定、リ災証明の発行、被災者台帳の整備など、被災者に対する業務を迅速に処理するため準備をするとともに、災害時における応急対策以外の行政サービスについても、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、通常通りの業務が最短で提供できるような組織を構築していく必要がある。
3-1	市有施設の耐震化や浸水対策を進めるとともに、災害時に災害対策本部や、避難所などの防災拠点となる施設では、特に計画的な点検・改修を行う必要がある。
4-1	非常電源の導入等を積極的に検討し、電気等のエネルギー供給の停止時にも、行政機能及び避難体制への影響を最小限に抑える必要がある。
4-1	情報セキュリティやデータのバックアップ体制の強化により、市保有の情報を守り続けるとともに、情報サービスの維持向上のための最新技術の活用も検討していく必要がある。

対象の事象	回避に向けた評価結果
5-1	大規模自然災害等によって下水道施設の機能が損なわれた場合、疫病や感染症等が蔓延するリスクがあることから、下水道施設の適切な維持管理を行い、持続的な機能確保に取り組んで行く必要がある。
5-2	街路事業や道路事業、都市構造再編集集中支援事業等の活用により、災害時に避難路や緊急輸送道路となるなど、都市基盤施設として重要な役割を果たす幹線道路をはじめとした道路環境の整備を進めていく必要がある。
5-2	災害時の輸送と交通を円滑に行うため、橋梁等の保全や長寿命化を実施するとともに、障害物の除去等の管理行為の迅速化や、占用物の耐震性向上について、道路管理者とライフライン事業者とが協力し推進する必要がある。
5-2	大規模災害発生時の道路ネットワークを確保するため、緊急輸送道路に位置づけられた道路については、新設電柱の占用を制限した上で、改良整備などを重点的に進める 必要がある。 また、災害時における地域交通網を確保するため、幅員の狭い未改良区間の整備や歩道設置など、市民の安全・安心を確保するための道路整備を進める。
6-1 6-2	大規模災害等により基幹道路となる国道や県道等が分断される事態が発生した場合においても、市道・林道・農道を迂回路として活用できるよう、平時より維持管理に努め、必要に応じて計画的に整備していく必要がある。
7-1	豪雨や地震等に起因するため池の決壊による災害を防止するため、「防災重点ため池」を中心に、市町村と連携し浸水想定区域図の作成など必要なソフト対策や堤体・洪水吐等の施設機能の適切な維持管理に努め、計画的に整備していく必要がある。

施策の概要	防犯・交通安全対策の充実
	① 地域防犯活動の推進 地域ごとの市民による見守り活動や防犯パトロールなどの活動を支援します。
	② 防犯設備の充実 犯罪を防止する環境整備として、警察署との協議により、防犯カメラなどの設置を推進します。
	③ 交通安全意識の向上 交通事故を防止するため、高齢者の事故予防対策(安全運転支援装置設置促進)のほか、警察署、交通安全協会などと連携し、街頭啓発や交通安全教室などを開催することにより、市民の交通安全意識の向上に努めます。
	④ 交通安全施設の整備 道路における事故を防止し、交通の安全性を高めるために必要なカーブミラーやガードレール、区画線、歩道などの交通安全施設の整備を促進します。



対象の事象	回避に向けた評価結果
1-1 1-2 1-3 1-4	発災直後、行政による救出救護体制の整わない状況下においては、地域の助け合いが重要であり、隣近所での助け合いの精神を基本に、市、市民、自治会等が協力し、要配慮者等も含めた避難援助体制を推進する必要がある。
5-2	道路・線路などが局所的に閉鎖となった場合に、別ルートまたは別の手段による移動が確保できるよう、交通ネットワークの充実を図る必要がある。
5-2	大規模災害発生時の道路ネットワークを確保するため、緊急輸送道路に位置づけられた道路については、新設電柱の占用を制限した上で、改良整備などを重点的に進める 必要がある。 また、災害時における地域交通網を確保するため、幅員の狭い未改良区間の整備や歩道設置など、市民の安全・安心を確保するための道路整備を進める。

施策の概要	消費者保護の推進
	❶ 消費者意識の啓発活動・相談体制の充実 県消費生活センターと連携し、高齢者などを中心とした消費者意識の啓発活動を実施するとともに、消費者被害に対応した相談体制の充実を図ります。



対象の事象	回避に向けた評価結果
8-2	災害時における女性、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、傷病者、外国人等への対応力を向上するとともに、思いやりや寛容さのある地域づくりを推進するため、コミュニティ強化に係る支援等の取組を充実する必要がある。

3 高齢者が生きがいを持ち、安心して暮らせる環境をつくる

施策の概要	健康づくり・介護予防の推進
	❶ 介護予防の充実 住民健診などの保健事業と高齢者への介護予防事業の接続を強化することで、要介護状態につながる課題を抽出し、切れ目のない一体的な支援を実施します。介護予防活動を広げるため、一般介護予防事業を充実するとともに、介護サポーターの受入機関を増やし、サポーター活動の周知に努めます。また、増加する認知症を予防するため、認知症サポーター養成講座などの実施による高齢者のサポート体制の充実を図ります。 ❷ 高齢者の健康増進の推進 高齢者の日頃からの健康増進に向けた意識を高揚するため、健診の受診や体力測定会への参加を勧奨します。また、健康増進の事業を地域へ拡大するため、出前講座の充実、地域で活動する自主サークルの活動支援を推進します。



対象の事象	回避に向けた評価結果
8-2	災害時における女性、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、傷病者、外国人等への対応力を向上するとともに、思いやりや寛容さのある地域づくりを推進するため、コミュニティ強化に係る支援等の取組を充実する必要がある。

施策の概要	社会参加・生きがいの推進
	❶ 生きがいづくりや社会参加の促進 高齢者が様々な地域活動に参加し活躍できる場をつくるため、シニアクラブ活動の活性化やシルバー人材センターの会員増加に向けた周知活動の支援を進めるとともに、高齢者の知識・技術・経験を活かした生涯学習やボランティア活動・仲間づくり活動などへの参加を促進します。 ❷ 就業機会の確保 多様化する高齢者の就労ニーズに対応するため、シルバー人材センターが民間事業者と連携し、雇用機会の多様化に向けた就業環境の向上を図る取組を支援します。



対象の事象	回避に向けた評価結果
8-2	災害時における女性、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、傷病者、外国人等への対応力を向上するとともに、思いやりや寛容さのある地域づくりを推進するため、コミュニティ強化に係る支援等の取組を充実する必要がある。

施策の概要	安心の体制づくり
	❶ 地域包括ケアシステムによる在宅支援の充実 高齢者や障がいのある人などが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療や介護、移動や買い物支援などの生活支援、介護予防などが一体となった地域包括ケアシステムによる支援を推進します。 ❷ 地域の支援活動の充実 地域包括ケアシステムとあわせ、社会福祉協議会を中心に地域で高齢者を支えあう活動を充実するとともに、認知症の人の在宅での暮らしを支えていくため、認知症地域支援推進員を中心に、声かけ訓練や認知症カフェを充実し、認知症サポーターやキャラバンメイトの活躍の場の拡大を検討します。 ❸ 権利擁護の充実 高齢者や障がいのある人の権利擁護の充実を図るため、成年後見制度についての講演会などによる周知を図り、制度の利用を促進します。



対象の事象	回避に向けた評価結果
8-2	災害時における女性、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、傷病者、外国人等への対応力を向上するとともに、思いやりや寛容さのある地域づくりを推進するため、コミュニティ強化に係る支援等の取組を充実する必要がある。

4 地域が支え合う社会、誰もがともに暮らせる社会をつくる

施策の概要	地域福祉の充実
	❶ 地域福祉活動の推進 「地域共生社会」の実現に向けて、「地域福祉計画・地域福祉活動計画」に基づき、計画的な地域福祉活動の支援を進めるとともに、行政や社会福祉協議会が実施する福祉サービスを広報紙や出前講座などで周知しサービスの利用拡大を図ります。 また、社会福祉協議会を中心に地域福祉活動の担い手となるボランティアの育成などの支援を推進します。



対象の事象	回避に向けた評価結果
8-2	災害時における女性、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、傷病者、外国人等への対応力を向上するとともに、思いやりや寛容さのある地域づくりを推進するため、コミュニティ強化に係る支援等の取組を充実する必要がある。

施策の概要	障がいのある人への適正な福祉サービスの提供
	❶ 障がい福祉サービスの総合的な推進 障がいのある人が地域社会の中で自立して生活できるよう、「障がい福祉計画」などに基づき、福祉サービスの見直し、改善を進め、関係機関と連携し、総合的な福祉サービスの推進を図ります。
	❷ 日常生活支援の充実 障がいのある人の様々なニーズに対応する日常生活支援体制の整備と、サービスの質的・量的充実を図ります。また、手話奉仕員養成講座などを通じて手話通訳者の確保を図るなど、障がいのある人のコミュニケーション支援に努めます。
	❸ 相談体制の充実 専門員(社会福祉士など)を配置し、相談支援体制を充実させることにより、障がいのある人やその家族のニーズに沿った障がい福祉サービスの利用や社会資源の活用を促進します。また、相談支援の周知に努め、専門員への相談に繋げることで、障がいのある人やその家族の将来の不安解消を図ります。



対象の事象	回避に向けた評価結果
8-2	災害時における女性、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、傷病者、外国人等への対応力を向上するとともに、思いやりや寛容さのある地域づくりを推進するため、コミュニティ強化に係る支援等の取組を充実する必要がある。

施策の概要	障がいのある人の社会参加の促進
	① 自立支援の充実 障がいのある人が地域で自立した生活が送ることができるよう、就労支援などの各種サービスを充実するとともに、障がい者雇用を促進します。 ② 療育の推進 発達に遅れやばらつきのある子どもが必要な支援や情報を得られるよう、保護者の相談機会の充実や早期療育の場の提供、市内の幼稚園・保育園などの職員を対象とした研修及びコンサルテーションの充実を図ります。



対象の事象	回避に向けた評価結果
8-2	災害時における女性、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、傷病者、外国人等への対応力を向上するとともに、思いやりや寛容さのある地域づくりを推進するため、コミュニティ強化に係る支援等の取組を充実する必要がある。

施策の概要	誰もが安全に暮らせるバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進
	❶ 権利擁護・理解促進の充実 高齢者や障がいのある人などが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、障がいのある人・高齢者に対する正しい理解を広め、心のバリアフリーを図るとともに、権利擁護を推進するため、成年後見制度などの周知徹底を図ります。 ❷ バリアフリー・ユニバーサルデザインの充実 市内の公共施設及び歩道などに関して、バリアフリーが必要な箇所について計画的な改修を進め、あらゆる人にとって暮らしやすい空間やまちを創出していくユニバーサルデザインの充実を図ります。



対象の事象	回避に向けた評価結果
5-2	大規模災害発生時の道路ネットワークを確保するため、緊急輸送道路に位置づけられた道路については、新設電柱の占用を制限した上で、改良整備などを重点的に進める 必要がある。 また、災害時における地域交通網を確保するため、幅員の狭い未改良区間の整備や歩道設置など、市民の安全・安心を確保するための道路整備を進める。
8-2	災害時における女性、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、傷病者、外国人等への対応力を向上するとともに、思いやりや寛容さのある地域づくりを推進するため、コミュニティ強化に係る支援等の取組を充実する必要がある。

5 市民が健康に暮らせる環境をつくる

施策の概要	健康づくりの推進
	❶ 健康づくり支援体制の強化 「地域保健計画」などを通じ、保健・医療・福祉・教育が連携した地域社会全体で健康づくりを支援する体制の強化を図ります。 ❷ 健康づくり意識の高揚 健診事業や保健指導、広報活動を通じて様々なライフステージに応じた健康づくりを啓発し、市民の健康づくりに対する意識の向上を図ります。 ❸ 保健事業の充実 市民の健康課題に適切に対応できる保健事業を実施するため、専門職(保健師、管理栄養士など)における保健指導の技術向上を図ります。 ❹ 食育の推進 食生活改善推進員と管理栄養士による各世代に応じた食生活に関する正しい知識を普及するため、地域や団体、関係課と連携した食育推進事業を推進します。



対象の事象	回避に向けた評価結果
2-4 2-5	不慣れな避難所生活、不特定多数の避難者との共同生活により、体調不良者や感染症のまん延などによる二次健康被害の発生が懸念される。避難者の健康管理や快適な環境の整備等、避難所における安全対策に万全を期する必要がある。
8-2	災害時における女性、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、傷病者、外国人等への対応力を向上するとともに、思いやりや寛容さのある地域づくりを推進するため、コミュニティ強化に係る支援等の取組を充実する必要がある。

施策の概要	医療体制の充実／感染症対策の推進
	❶ 地域医療体制の充実 医師会、歯科医師会、薬剤師会と連携し、かかりつけ医師、歯科医師、薬剤師会制度、正しい医療機関へのかかり方などの啓発に努めます。また、筑紫地区休日急患診療連絡協議会において、休日医療、救急医療業務が円滑に遂行できる体制の整備を推進します。 ❷ 感染症対策の推進 新たな感染症の発生に対し、迅速な対応ができる危機管理体制を確立するとともに、感染拡大防止に対する適切な情報提供や危機管理体制の確立を目指します。また、感染症予防・重症化の防止及び蔓延を防止するため、予防接種をはじめとする感染症予防に関する正しい知識の啓発・普及に取り組むとともに、非接触型施設環境の整備など新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症防止策に取り組みます。



対象の事象	回避に向けた評価結果
2-4	感染症の発生の予防及びまん延防止のため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、適切な感染防止対策の徹底や医療従事者の巡回などにより避難者の健康管理に注意する必要がある。 また、災害時の円滑な医療活動のため、関係機関等と災害時の応援協定等に基づき適切に連携を図る必要がある。
2-4 2-5	不慣れな避難所生活、不特定多数の避難者との共同生活により、体調不良者や感染症のまん延になどによる二次健康被害の発生が懸念される。避難者の健康管理や快適な環境の整備等、避難所における安全対策に万全を期する必要がある。

施策の概要	生活保障の充実
	❶ 生活困窮者などの相談支援体制の充実 生活に困窮する人をはじめとした心配事を抱える人が、気軽に相談できるよう、相談窓口を明確化し、広報紙を通じた情報提供や相談員の出張による相談機会の充実を図ります。



対象の事象	回避に向けた評価結果
8-2	災害時における女性、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、傷病者、外国人等への対応力を向上するとともに、思いやりや寛容さのある地域づくりを推進するため、コミュニティ強化に係る支援等の取組を充実する必要がある。

施策の概要	社会保障制度の適正な運営
	❶ 国民健康保険制度などの適正な運営 国民健康保険税の適正賦課・徴収に努めるとともに、医療費の抑制に向けて、ジェネリック医薬品の普及啓発などの取組の強化を図ります。また、特定健診・保健指導の受診率の向上に向け、健診の実施体制の改善や広報の充実を図るとともに、生活習慣病の発症リスクがある人に対する特定保健指導の実施体制の改善を図ります。この他、制度運営に必要な適正な保険税の見直しについて検討します。
	❷ 介護保険制度の適正な運営 介護保険料の適正賦課・徴収に努めるとともに、地域包括支援センターを相談窓口、要支援・要介護の認定を受けた人が必要なサービスを受けられるよう、関係機関と連携して適正なサービスの提供に努めます。また、制度運営に必要な適正な保険料の見直しについて検討します。
	❸ 後期高齢者医療制度の適正な運営 実施主体である福岡県後期高齢者医療広域連合と連携を図るとともに、保険料の収納率の向上に努めます。
	❹ 国民年金制度の適正な運営 年金制度改革をはじめとした制度全体の周知を図るため、広報紙及びホームページにおける普及啓発だけでなく、窓口での年金相談などを推進します。
	❺ 生活保護制度の適正な運営 真に生活に困窮する人へ必要な保護を行い、最低生活を保障するとともに、セーフティネットの充実に努めます。



対象の事象	回避に向けた評価結果
8-2	災害時における女性、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、傷病者、外国人等への対応力を向上するとともに、思いやりや寛容さのある地域づくりを推進するため、コミュニティ強化に係る支援等の取組を充実する必要がある。

施策大綱2「誰もが学び、育むまちづくり」

1 多様な市民の人権を尊重した社会をつくる

施策の概要	人権・同和教育と啓発の推進
	❶ 地域における人権・同和教育と啓発の推進 差別のない社会の実現に向け、啓発冊子の発行や地域の団体による研修会の開催、各種講演会や人権フェスタなかがわなどを通じた教育・啓発を行うとともに、参加者の増加を図ります。 ❷ 学校における人権・同和教育の推進 各学校において作成している人権・同和教育全体計画に基づく人権・同和教育を進めていくとともに、県が作成した同和教育副読本や人権教育学習教材などを活用し、子どもたちの人権意識の育成を進めます。



対象の事象	回避に向けた評価結果
8-2	災害時における女性、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、傷病者、外国人等への対応力を向上するとともに、思いやりや寛容さのある地域づくりを推進するため、コミュニティ強化に係る支援等の取組を充実する必要がある。

施策の概要	実態的差別の解消
	❶ 差別の実態把握 部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消を推進し、差別のない社会を実現するため、差別が起きた背景、要因などを把握し、解決に向けた相談体制の充実と教育及び啓発を進めるとともに、令和3年 3 月施行の「那珂川市部落差別の解消の推進に関する条例」の周知をはじめ、市の実態に即した取組を進めます。 ❷ 生活相談などの充実・支援 地域の実態を把握しながら各種事業の進捗状況を管理し、関係課と緊密に連携をとりながら、人権センターにおける相談体制の充実を図ります。



対象の事象	回避に向けた評価結果
8-2	災害時における女性、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、傷病者、外国人等への対応力を向上するとともに、思いやりや寛容さのある地域づくりを推進するため、コミュニティ強化に係る支援等の取組を充実する必要がある。

施策の概要	人権侵害への支援
	❶ 人権相談の充実 人権擁護委員による人権相談の利用を促進するため、広報紙、ホームページなどを活用した周知活動を進めるほか、人権フェスタなかがわなどの人権啓発事業や学校行事などの場において、人権擁護委員の取組を紹介する機会を検討します。 ❷ 性による人権侵害への支援 DV相談などに係る相談窓口(ちくし女性ホットライン、DV 相談ナビ、男性 DV 被害者のための相談ホットライン、配偶者暴力相談支援センターなど)を市民に周知するため、公共施設や医療機関にチラシを設置するなどの活動を進めます。また、市立中学校の生徒を対象としたデートDVの予防を図るための啓発活動を進めます。



対象の事象	回避に向けた評価結果
8-2	災害時における女性、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、傷病者、外国人等への対応力を向上するとともに、思いやりや寛容さのある地域づくりを推進するため、コミュニティ強化に係る支援等の取組を充実する必要がある。

施策の概要	男女共同参画意識・ダイバーシティの推進
	❶ 男女共同参画の啓発 男女共同参画の現状を把握・分析し、目的や対象に応じた広報活動や講演会の充実により男女共同参画意識の向上を図ります。 ❷ 男女共同参画推進体制の整備 男女共同参画推進センターを中心に関係機関や活動団体のネットワークを活かした推進体制づくりを進めます。 ❸ 女性参画の推進 審議会などへの女性参画を促進するとともに、様々な行政運営での女性登用を向上するため、本市で取りまとめている女性人材リストの周知を進め、リストの活用を促進します。 行政をはじめ、地域の諸団体における女性の積極的な登用および女性の社会参画の促進を図るため、研修会などを通じた女性職員の人材育成や啓発を進めます。また、多様な働き方による女性の社会進出を拡大するため、短時間勤務制度の導入など、子育てと仕事の両立を応援する企業を増やすとともに、起業などを目指す女性への支援を進めます。



対象の事象	回避に向けた評価結果
8-2	災害時における女性、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、傷病者、外国人等への対応力を向上するとともに、思いやりや寛容さのある地域づくりを推進するため、コミュニティ強化に係る支援等の取組を充実する必要がある。

2 安心して出産、子育てできるまちをつくる

施策の概要	子ども・子育て世帯への支援
	❶ 母子保健事業の充実 妊娠期から子育て期にわたるまでの子育て支援を円滑にできるよう、乳幼児健診などの結果に対する円滑かつ効果的な保健指導や、情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整を実施し、支援を推進していきます。
	❷ 地域子育て支援拠点の充実 ふれあいこども館では、子育て世帯の交流の場として、子育てに関する相談・援助機能の充実、利用者ニーズに対応した子育てや子育て支援に関するプログラムなどの充実を図ります。 また、区公民館などで実施している子育てサロンの活動を支援し、地域の中で子育てを通じたコミュニティの強化を図るとともに、子育てサークルの活動の場の提供などの支援を推進します。
	❸ 子育て世帯に届く情報発信 子育て世帯に対して必要な子育て支援情報が届けられるよう、母子手帳アプリや子育て情報サイト nobinobi などを活用した広報活動を推進します。
	❹ 子育て世帯への支援の充実 子育て世帯の生活の安定を図るための経済的支援を行うとともに、ひとり親家庭への自立支援のほか、子どもの貧困の解消に向けた取組を推進します。



対象の事象	回避に向けた評価結果
8-2	災害時における女性、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、傷病者、外国人等への対応力を向上するとともに、思いやりや寛容さのある地域づくりを推進するため、コミュニティ強化に係る支援等の取組を充実する必要がある。

施策の概要	保育サービスの充実
	❶ 保育施設の機能充実 待機児童の解消や就学前教育・保育サービスをより充実するため、保育定員の確保及び保育施設の充実に努めます。 ❷ 多様なサービスの実施 子育て世帯が利用しやすい病児・病後児保育のほか、地域の中で会員同士が子どもの預かりなどを互いに助け合うファミリーサポートセンターを継続して推進します。 ❸ 就学前の子育て支援のあり方の検討 働き方改革に伴う子育て世帯の働き方の多様化など、社会変化に伴うライフスタイルの変化に対応した子育てできる環境づくりを検討します。



対象の事象	回避に向けた評価結果
8-2	災害時における女性、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、傷病者、外国人等への対応力を向上するとともに、思いやりや寛容さのある地域づくりを推進するため、コミュニティ強化に係る支援等の取組を充実する必要がある。

施策の概要	児童虐待の防止
	❶ 相談体制の充実 児童虐待を防止するため、社会福祉士や保育士など、児童の発達や社会福祉に関する専門家による児童家庭相談の充実を図ります。 ❷ 関係機関との連携強化 児童虐待の課題は多岐にわたるため、関係機関(児童相談所、警察署、教育委員会など)と連携し、情報共有・情報交換を行うとともに、幅広い視点で児童虐待の発生防止・早期発見に向けた体制づくりを推進します。 ❸ 子どもの権利の啓発 子どもの権利条例に基づき、市民に子どもの権利の啓発を推進します。



対象の事象	回避に向けた評価結果
8-2	災害時における女性、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、傷病者、外国人等への対応力を向上するとともに、思いやりや寛容さのある地域づくりを推進するため、コミュニティ強化に係る支援等の取組を充実する必要がある。

3 健やかで「生きる力」を持った子どもが育つまちをつくる

施策の概要	学校教育の充実
	❶ 確かな学力の育成 学習指導要領に基づき、子ども一人ひとりに応じたきめ細かな学習指導体制により、確かな学力の向上を図ります。ICT 教育については、ICT 支援員を配置し、タブレットなどの ICT 機器を活用し、情報化に対応した教育の充実を図ります。
	❷ 豊かな心の育成 各小中学校に不登校専任教員やスクールソーシャルワーカーなどを配置し、不登校の対応を図るとともに、「那珂川市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの防止などの対策を推進します。 また、すべての学校図書館に学校司書を配置し、子どもの読書に対する興味・関心を高め、想像力豊かな子どもの育成を図ります。 さらに、将来の夢や希望をもち、豊かな職業観と進路選択能力を育成するため、キャリア教育を充実します。 幼児教育に関しては、柔軟で質の高い幼児教育の充実を図ります。
	❸ 健やかな体の育成 たくましい身体を育むために、基本的な生活習慣の定着を図る。また、学校給食の衛生管理に努め、安全・安心な給食を提供し、子どもへの食育を推進します。 また、危機予測・回避能力を身につけさせるよう安全教育の充実を図ります。
	❹ 特別支援教育の充実 多様な就学相談に対応するため、特別支援教育センターに専門の職員を配置し、学校及び保護者への適切な支援を推進します。また、教育ニーズに応じた指導・支援を行うため、教職員の研修を充実し、専門性の向上を図ります。



対象の事象	回避に向けた評価結果
8-2	災害時における女性、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、傷病者、外国人等への対応力を向上するとともに、思いやりや寛容さのある地域づくりを推進するため、コミュニティ強化に係る支援等の取組を充実する必要がある。

施策の概要	地域とともにある学校づくりの推進
	❶ 学校、家庭、地域、施設等との連携・協働 各小中学校におけるコミュニティ・スクールの取組を充実し、地域に開かれた学校運営を進めるとともに、中学校ブロックを単位とした拡大コミュニティ・スクールを実施し、小中学校の連携の強化を図ります。



対象の事象	回避に向けた評価結果
1-1 1-2 1-3 1-4	発災直後、行政による救出救護体制の整わない状況下においては、地域の助け合いが重要であり、隣近所での助け合いの精神を基本に、市、市民、自治会等が協力し、要配慮者等も含めた避難援助体制を推進する必要がある。
8-2	復興のまちづくりを迅速に進めるためには、発災前の平時から、住民等と将来のまちづくりについて、話し合いを進めておくことが重要である。

施策の概要	教育環境の充実
	① 学校施設の整備・充実 子どもの学校生活を充実させるため、教育環境の整備を進めるとともに、特に ICT 教育環境のさらなる充実に向けて、機器の更新や導入など、計画的な整備に努めます。
	② 専門性の高い教職員の育成 教職員の意欲と力量の向上を図るため、研修を充実するとともに、働き方改革に伴う学校における業務改善などを図ります。
	③ 就学の支援 経済的な理由により厳しい就学環境の中で学習する子どもがいる家庭に対し、就学援助による支援を推進します。



対象の事象	回避に向けた評価結果
3-1	市有施設の耐震化や浸水対策を進めるとともに、災害時に災害対策本部や、避難所などの防災拠点となる施設では、特に計画的な点検・改修を行う必要がある。
8-2	復興のまちづくりを迅速に進めるためには、発災前の平時から、住民等と将来のまちづくりについて、話し合いを進めておくことが重要である。

4 市民一人ひとりが生涯学習やスポーツに参加しやすい環境をつくる

施策の概要	社会教育の推進
	❶ 学校を核とした地域づくりの推進 学校を核とした地域づくりを推進するため、地域学校協働活動推進員が中心となり、地域の協力のもとコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進を図ります。
	❷ 子どもの居場所の確保 子どもがのびのびと遊べるふれあい子ども館や放課後子ども教室のほか、学びの場となる子どもの学習支援などを充実することで、子どもたちの安全・安心な居場所づくりを推進します。
	❸ 家庭の教育力の向上 家庭における教育力を高めるため、家庭教育学級の各種講座の充実を図ります。また、地域学校協働活動推進員と連携し、地域学校協働活動においても家庭の教育力向上に資する活動を推進します。
	❹ 青少年の健全育成 青少年の非行の防止、保護及び健全育成を図るため、青少年指導員会などの関係機関と連携を図ります。
	❺ 社会教育関係団体の連携強化 社会教育の推進及び地域学校協働活動の推進のため、子ども会育成会連絡協議会、PTA連絡協議会などの社会教育関係団体間の連携強化を図ります。
	❻ 国際交流の推進 様々な国の生活や文化の違いを学び、互いに関心を深め、国際感覚や視野を広げるため、市民の国際交流活動を支援します。



対象の事象	回避に向けた評価結果
8-2	災害時における女性、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、傷病者、外国人等への対応力を向上するとともに、思いやりや寛容さのある地域づくりを推進するため、コミュニティ強化に係る支援等の取組を充実する必要がある。

施策の概要	生涯学習の推進
	❶ 多様な学習機会の提供 市民のニーズにあった生涯学習機会を提供するため、高砂大学や家庭教育学級などにおける講座内容の充実を図ります。 ❷ ミリカローデン那珂川、市立公民館などの施設の整備・充実 市民の学習環境を整えるため、ミリカローデン那珂川のリニューアルを進めるとともに、市立公民館の適切な管理及び計画的な改修により、安全で快適な生涯学習の場の提供を推進します。 ❸ 読書活動の推進 「子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもの読書活動を推進するとともに、保護者や教職員、活動団体など大人を対象とした研修の実施などの支援を推進します。



対象の事象	回避に向けた評価結果
1-1 1-2 1-3 1-4	発災直後、行政による救出救護体制の整わない状況下においては、地域の助け合いが重要であり、隣近所での助け合いの精神を基本に、市、市民、自治会等が協力し、要配慮者等も含めた避難援助体制を推進する必要がある。
8-2	復興のまちづくりを迅速に進めるためには、発災前の平時から、住民等と将来のまちづくりについて、話し合いを進めておくことが重要である。

施策の概要	スポーツの推進
	❶ 総合運動公園の整備 総合運動公園の整備について、公園整備の基本計画に基づき、整備に取り組みます。
	❷ スポーツ施設の整備 市民体育館をはじめとする老朽化したスポーツ施設の計画的な改修に取り組みます。
	❸ 市民のスポーツ活動を支える団体の育成 市民のスポーツ活動を推進するため、体育協会などに対して支援を行います。



対象の事象	回避に向けた評価結果
1-1 1-2 1-3	指定緊急避難場所となっている市の公共施設の機能を維持するため、改築・更新等の維持管理を適切に行う必要がある。
2-1 2-2	大規模災害時には、電力やガソリン、石油等の燃料の確保が困難となることが予想されることから、非常用発電機の整備や燃料等の備蓄に努める必要がある。
3-1	市有施設の耐震化や浸水対策を進めるとともに、災害時に災害対策本部や、避難所などの防災拠点となる施設では、特に計画的な点検・改修を行う必要がある。
8-2	災害時における女性、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、傷病者、外国人等への対応力を向上するとともに、思いやりや寛容さのある地域づくりを推進するため、コミュニティ強化に係る支援等の取組を充実する必要がある。

施策大綱3「自然と調和した快適に暮らせるまちづくり」

1 自然と調和した快適な都市基盤をつくる

施策の概要	賑わいある都市空間の形成
	① 新市街地の創出 「都市計画マスタープラン」に基づき、都市機能の強化と住宅地の確保を目的として新市街地の創出を目指します。道善・恵子地区は、地区計画に基づいた商業及び医療、福祉施設などの誘導とともに、公共交通の利便性を活かした住環境の整備を図ります。また、「都市計画マスタープラン」に基づき、仲・五郎丸地区など市街化区域に隣接した市街化調整区域について、新市街地の創出を検討します。
	② 秩序ある土地利用の実現 都市計画基礎調査などの結果を加味しながら、土地利用のニーズなどに合わせて、土地利用規制の見直しなどを検討します。
	③ 良好な都市景観形成の促進 緑豊かな住環境の形成に向けて、市街地の緑化を推進するための事業について検討します。また、景観法に基づく制度の活用について検討します。新市街地整備地区においては、建築協定の締結の促進やまちなみガイドラインの策定など、魅力的な市街地環境を形成するための取組を含め具体的な事業内容について検討します。また、公共空間の利活用を含めた中心市街地内の活性化や賑わい創出による良好な都市景観の形成のための取組について、事業者、団体などと連携の上、検討します。
	④ 案内サインなどの整備 公募により愛称を決定した道路主要路線のサインを設置するとともに、那珂川市役所やミリカローデン那珂川などの公共施設へ総合案内サインの設置に取り組みます。
	⑤ 博多南駅前ビル周辺の活性化 博多南駅前ビル周辺一帯のさらなる活性化に向けて、博多南駅前ビルの情報発信機能の強化や人々の交流の促進など、管理運営を行う指定管理者と連携しながら、取組の強化を図ります。



対象の事象	回避に向けた評価結果
1-1	市内には木造住宅を主とした住宅密集地があるため、多数の死傷者を出さないよう、特に人口密度の高い居住誘導区域内を中心に、狭あい道路整備等促進事業や市街地再開発事業等により、狭あい道路の改良や公園の整備及び空き家対策を進め、避難路および指定緊急避難場所の確保、火災の延焼防止対策を促進することが緊急かつ重要な課題である。

対象の事象	回避に向けた評価結果
1-1 1-2 1-3 1-4	緊急車両や救援物資運搬車両が通行するための緊急輸送道路をはじめとした幹線道路を整備し、迅速な対応が可能な道路環境を整備および維持していくことが重要である。
1-2	市内には、多くの河川が流れているため、河川氾濫や内水被害等による洪水浸水被害に対して、河川や水路、ポンプ場の整備とあわせて、雨水流出抑制対策や農地、緑地などによる保水能力の維持向上策について、十分な対応措置を講ずる必要あり、中でも居住誘導区域内にある浸水想定区域においては特に推進する必要がある。
1-3	急傾斜崩壊危険箇所や土石流危険箇所等、災害の発生が予測される箇所については、砂防事業等による防災施策の他、市民と災害リスクを共有し、災害の危険性が著しく高いエリアについては、住宅・建築物安全ストック形成事業等の活用により、居住誘導区域内への誘導を推進する必要がある。
8-2	復興のまちづくりを迅速に進めるためには、発災前の平時から、住民等と将来のまちづくりについて、話し合いを進めておくことが重要である。

2 地域を結ぶ安全・便利な道路交通ネットワークをつくる

施策の概要	道路などの整備
	① 幹線道路の整備 主要幹線道路となる国道 385 号をはじめとする国道・県道の維持管理、計画されている道路の早期完成に向けた調整を図るとともに、市道などの老朽化した舗装の更新や歩道のバリアフリー化を推進します。
	② 生活道路の整備 生活道路の計画的な整備を行うとともに、道路パトロールによる危険個所の早期発見と補修に努めます。
	③ 橋梁などの整備 橋梁などの点検や補修計画に基づき、橋梁などの安全性の確保に向けた長寿命化工事を推進します。
	④ 道路などの環境保全 市民団体の道路などの美化・清掃活動を支援するクリーンパートナー制度について活動場所の範囲を拡大し、団体が活動しやすいように制度改正を行い、団体の加入を促進します。



対象の事象	回避に向けた評価結果
1-1 1-2 1-3 1-4	緊急車両や救援物資運搬車両が通行するための緊急輸送道路をはじめとした幹線道路を整備し、迅速な対応が可能な道路環境を整備および維持していくことが重要である。
2-1 2-2	ライフラインの途絶による被害を抑え、市民の安全を確保するため、物資の供給等に関し民間団体等とあらかじめ協定を締結するとともに、自治会や市民団体等との連携・協力体制を構築する必要がある。 また、救援物資の受入れ、仕分け、配送を迅速に行い、必要な場所に必要な物資を供給できるような、連絡・運搬体制を整備する必要がある。
2-1 2-2	物流ルートを確実に確保するため、道路・橋りょう等の輸送基盤の整備を着実に進めるとともに、発災後の迅速な輸送経路の啓開については、関係機関と十分に連携・協力する必要がある。
2-1 2-2	災害災害時の輸送と交通を円滑に行うため、橋梁等の保全や長寿命化を実施するとともに、障害物の除去等の管理行為の迅速化や、占用物の耐震性向上について、道路管理者とライフライン事業者とが協力し推進する必要がある。
5-2	街路事業や道路事業、都市構造再編集集中支援事業等の活用により、災害時に避難路や緊急輸送道路となるなど、都市基盤施設として重要な役割を果たす幹線道路をはじめとした道路環境の整備を進めていく必要がある。
5-2	災害時の輸送と交通を円滑に行うため、橋梁等の保全や長寿命化を実施するとともに、障害物の除去等の管理行為の迅速化や、占用物の耐震性向上について、道路管理者とライフライン事業者とが協力し推進する必要がある。

対象の事象	回避に向けた評価結果
5-2	道路・線路などが局所的に閉鎖となった場合に、別ルートまたは別の手段による移動が確保できるよう、交通ネットワークの充実を図る必要がある。
5-2	大規模災害発生時の道路ネットワークを確保するため、緊急輸送道路に位置づけられた道路については、新設電柱の占用を制限した上で、改良整備などを重点的に進める 必要がある。 また、災害時における地域交通網を確保するため、幅員の狭い未改良区間の整備や歩道設置など、市民の安全・安心を確保するための道路整備を進める。
6-1 6-2	大規模災害等により基幹道路となる国道や県道等が分断される事態が発生した場合においても、市道・林道・農道を迂回路として活用できるよう、平時より維持管理に努め、必要に応じて計画的に整備していく必要がある。

施策の概要	公共交通網の整備
	❶ 公共交通体系の検討、拠点間の交通ネットワークの強化 「立地適正化計画」と連動した公共交通体系の構築を図ります。 ❷ 生活交通の確保 かわせみバスの乗車率を高めるため、JR 博多南線との接続を考慮したダイヤ改正を実施し、利便性を確保します。また、かわせみバスが運行できない地域については、デマンド交通の運行や地域が主体となって運行する公共交通について検討を行い、市民の生活交通を確保します。 ❸ JR 博多南線の維持・充実 JR 博多南線の利便性向上を図るため、JR 博多南駅の周辺自治体で組織する博多南線交通対策協議会を通じてJR西日本に対する要望活動を推進します。



対象の事象	回避に向けた評価結果
5-2	道路・線路などが局所的に閉鎖となった場合に、別ルートまたは別の手段による移動が確保できるよう、交通ネットワークの充実を図る必要がある。

3 安全で快適な生活環境をつくる

施策の概要	清潔な生活環境の形成
	❶ 公共下水道の整備、下水道の安定した経営 公共下水道などの整備については、「ストックマネジメント計画」に基づき、計画的に点検調査及び改築更新工事を進めます。また、事業の安定した経営を継続できるよう、中・長期的な経営計画による管理を推進します。 公共下水道への接続促進については、積極的に接続勧奨を行います。また、下水道処理区域外においては、市設置型浄化槽を整備し、公共用水域の水質保全に努めます。 ❷ 水道水の安定供給 水道水を継続的かつ安定して提供できるよう、春日那珂川水道企業団との連携を深めます。また、水道施設設置者に対する水道の水質衛生管理については、春日那珂川水道企業団と連携し、啓発及び推進を図ります。



対象の事象	回避に向けた評価結果
5-1	大規模自然災害等によって下水道施設の機能が損なわれた場合、疫病や感染症等が蔓延するリスクがあることから、下水道施設の適切な維持管理を行い、持続的な機能確保に取り組んで行く必要がある。

施策の概要	憩いとやすらぎの場の確保
	❶ 都市公園などの整備 子どもの遊び場や市民の憩いの場として、安全で利用しやすい公園を維持していくため、公園施設の計画的な維持管理を進めるとともに、公園利用のルールなどについて、地元住民とともに検討・整備を推進します。 ❷ 自然とふれあう場の整備 那珂川の河川整備と併せて市民が自然を身近にふれあえる場として遊歩道などの整備を検討します。



対象の事象	回避に向けた評価結果
1-1	市内には木造住宅を主とした住宅密集地があるため、多数の死傷者を出さないよう、特に人口密度の高い居住誘導区域内を中心に、狭あい道路整備等促進事業や市街地再開発事業等により、狭あい道路の改良や公園の整備及び空き家対策を進め、避難路および指定緊急避難場所の確保、火災の延焼防止対策を促進することが緊急かつ重要な課題である。
1-1 1-2 1-3	指定緊急避難場所となっている市の公共施設の機能を維持するため、改築・更新等の維持管理を適切に行う必要がある。
3-1	市有施設の耐震化や浸水対策を進めるとともに、災害時に災害対策本部や、避難所などの防災拠点となる施設では、特に計画的な点検・改修を行う必要がある。

施策の概要	安全で快適な住環境の創出
	❶ 建築物耐震化の促進 地震などによる人的・物的被害を最小限に抑えることを目的に、住宅・建築物耐震改修促進計画に基づき、木造住宅の耐震化及び道路に面したブロック塀などの安全対策に取り組み、市民の住環境及び道路通行者の安全性を確保します。 ❷ 住宅改修の支援 老朽化した住宅の外壁や水回りの改修、高齢化に伴うバリアフリーへの改修などを支援し、市民の住環境の改善及び地域経済の活性化を図ります。



対象の事象	回避に向けた評価結果
1-1	切迫性が指摘されている地震から市民の生命および財産を守るため、住宅・建築物安全ストック形成事業や優良建築物等整備事業、都市防災推進事業等の活用により、宅地や建築物等の耐震診断や耐震補強工事等を行う市民等を支援するなど、耐震化を促進する必要がある。
1-3	急傾斜崩壊危険箇所や土石流危険箇所等、災害の発生が予測される箇所については、砂防事業等による防災施策の他、市民と災害リスクを共有し、災害の危険性が著しく高いエリアについては、住宅・建築物安全ストック形成事業等の活用により、居住誘導区域内への誘導を推進する必要がある。
3-1	市有施設の耐震化や浸水対策を進めるとともに、災害時に災害対策本部や、避難所などの防災拠点となる施設では、特に計画的な点検・改修を行う必要がある。

4 市民目線に立った行政運営を推進する

施策の概要	効率的な行政運営の推進
	① 組織力の向上 社会変化に対応した柔軟な行政運営ができるよう組織力を高めるため、業務に適応した職員配置を含めた組織機構の改善を図ります。
	② 行政職員の資質向上 多様化する市民ニーズに的確に対応できるよう職員の資質向上を図るため、働き方改革の実施により職場環境を整え、有能な人材を確保するとともに、人事評価制度を活かした人材育成、活性化を推進します。
	③ 業務効率化に向けた改善 行政改革基本方針に基づき、取組状況について進捗を管理するとともに、業務改善に向けて AI や RPA などの活用を検討します。
	④ 広域行政の推進 福岡都市圏広域行政推進協議会を通じ、庁内における国・県への提言事項を整理・提言するとともに、近隣自治体に共通する課題に対する行政事務の広域化を検討します。



対象の事象	回避に向けた評価結果
3-1	災害時に、職員の全員が参集できない状況であっても必要な業務や活動を行えるよう、職員は、平時から市民感覚と危機管理意識を養い、災害対応も含めた実践能力の維持・向上に努める必要がある。
3-1	応急危険度判定、リ災証明の発行、被災者台帳の整備など、被災者に対する業務を迅速に処理するため準備をするとともに、災害時における応急対策以外の行政サービスについても、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、通常通りの業務が最短で提供できるような組織を構築していく必要がある。
3-1	市有施設の耐震化や浸水対策を進めるとともに、災害時に災害対策本部や、避難所などの防災拠点となる施設では、特に計画的な点検・改修を行う必要がある。
8-2	職員・施設の被災により、行政機能が大幅に低下し、復旧・復興が遅れる事態を回避するため、平時より関係機関との連携を密にし、災害時における体制の構築に力を入れていく必要がある。

施策の概要	健全な財政基盤の確立
	① 計画的な財政運営の推進 社会情勢の変化、国や県の施策の動向、本市の状況などを考慮した中・長期的な財政計画による計画的な財政運営を推進します。
	② 市税の適正な賦課・徴収の推進 市税の適正賦課・徴収を実施するため、担当職員のさらなる専門知識の習得とスキルアップを通じ、賦課・徴収体制の強化を図ります。
	③ 保有資産の有効活用と適正管理 「公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設などの保有財産を適正に管理するため、長寿命化、費用の縮減、予防保全を基本とした施設管理を推進します。また、財産管理と基金などの運用にあたっては、国内外の金融情勢などを注視し、リスクを回避し、堅実な運用を推進します。
	④ 自主財源の確保・拡大 ふるさと応援寄附金制度について、国の基準に基づき、魅力ある返礼品の提供や寄附サイトの運営に取り組みます。
	⑤ 入札・契約事務の適正化 市民から信頼される行政運営や地域経済の活性化を担う企業の健全な発展を図るため、継続的に入札・契約事務の適正化に取り組みます。
	⑥ 適正な基金残高の確保 今後の新たな行政需要に適切に対応していくため、適正な基金残高の確保に努めます。



対象の事象	回避に向けた評価結果
2-1 2-2	大規模災害時には、電力やガソリン、石油等の燃料の確保が困難となることが予想されることから、非常用発電機の整備や燃料等の備蓄に努める必要がある。
3-1	災害により施設等に大きな被害が発生した場合でも、迅速な復旧・復興ができるような安定的な財政運営を行うとともに、代替施設の準備をしておく必要がある。
3-1	市有施設の耐震化や浸水対策を進めるとともに、災害時に災害対策本部や、避難所などの防災拠点となる施設では、特に計画的な点検・改修を行う必要がある。
4-1	非常電源の導入等を積極的に検討し、電気等のエネルギー供給の停止時にも、行政機能及び避難体制への影響を最小限に抑える必要がある。
8-2	職員・施設の被災により、行政機能が大幅に低下し、復旧・復興が遅れる事態を回避するため、平時より関係機関との連携を密にし、災害時における体制の構築に力を入れていく必要がある。

施策の概要	情報ネットワークの適正な活用
	❶ 情報化社会に対応した行政運営の推進 グループウェアなどの情報ネットワークの活用、電子端末(タブレット)の活用などにより、情報共有、庶務的事務の効率化を図ります。 ❷ デジタル・ガバメントの推進 国・県、近隣自治体の動向を踏まえ、マイナンバーカードの活用を図るとともに、デジタル・ガバメントの推進に努め、市民サービスの充実を検討します。 ❸ 情報セキュリティの確保 職員の情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、継続して研修などを実施します。



対象の事象	回避に向けた評価結果
1-4	法令に基づく情報の収集・伝達を確実にを行うため、県と国、市町村、防災関係機関とを結ぶ福岡県防災・行政情報通信ネットワークの計画的な維持管理を行う必要がある。 また、防災行政無線をはじめとする多種多様な伝達手段を用いて避難情報の伝達を行う必要があるため、当該システム等の計画的な維持管理等を行う必要がある。
4-1	発災後、必要な情報を確実に伝達する為、防災行政無線や防災メールまもるくん、ライン公式アカウントをはじめとする多数の伝達手段を確保し、随時正確な情報を発信する必要がある。
4-1	情報セキュリティやデータのバックアップ体制の強化により、市保有の情報を守り続けるとともに、情報サービスの維持向上のための最新技術の活用も検討していく必要がある。
4-1	災害時にも情報の共有・提供ができるよう、あらかじめ、市民や自治会等との情報伝達に関する連携・協力体制を充実するとともに、要配慮者が利用する施設に対する情報伝達について万全を期する必要がある。

施策の概要	広報活動の推進と広聴活動の充実
	❶ 広報活動の充実 市民に効果的な情報提供が行えるよう、新たな広報戦略に基づく、広報紙、ホームページ、SNS、テレビのデータ放送などのそれぞれの特性を活かした広報展開を推進します。
	❷ 広聴活動の充実 インターネットや SNS など新しいツールを活用し、より多くの意見やニーズを把握していく仕組みを充実させ、市民の市政への関心と参画を図ります。
	❸ 議会情報の提供と円滑な議会運営の推進 市議会の情報を市民にわかりやすく伝えるため、議会映像のインターネット配信、ホームページにおける情報公開を推進します。
	❹ 情報公開制度の適正な運用 行政の透明性確保のため、情報公開制度における公文書の開示などにおいて個人情報などの情報を保護し、適正な情報の公開を推進します。



対象の事象	回避に向けた評価結果
1-4	法令に基づく情報の収集・伝達を確実にを行うため、県と国、市町村、防災関係機関とを結ぶ福岡県防災・行政情報通信ネットワークの計画的な維持管理を行う必要がある。 また、防災行政無線をはじめとする多種多様な伝達手段を用いて避難情報の伝達を行う必要があるため、当該システム等の計画的な維持管理等を行う必要がある。
4-1	発災後、必要な情報を確実に伝達する為、防災行政無線や防災メールまもるくん、ライン公式アカウントをはじめとする多数の伝達手段を確保し、随時正確な情報を発信する必要がある。
4-1	災害時にも情報の共有・提供ができるよう、あらかじめ、市民や自治会等との情報伝達に関する連携・協力体制を充実するとともに、要配慮者が利用する施設に対する情報伝達について万全を期する必要がある。

施策の概要	窓口サービスの充実
	❶ コンビニ交付、休日開庁など、市民目線に立った利用しやすい行政サービスの推進 コンビニ交付サービスを継続して実施していくとともに、年度末の休日開庁など市民ニーズに即した行政サービスの充実を図ります。 ❷ 総合的な行政窓口の充実 現在、実施している行政手続のワンストップサービスの窓口を検証し、さらなるワンストップ化、窓口サービスの向上を図ります。



対象の事象	回避に向けた評価結果
3-1	応急危険度判定、リ災証明の発行、被災者台帳の整備など、被災者に対する業務を迅速に処理するため準備をするとともに、災害時における応急対策以外の行政サービスについても、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、通常通りの業務が最短で提供できるような組織を構築していく必要がある。

施策の概要	実効性の高い行政運営の推進
	❶ 組織マネジメントの充実 職員の行政運営に対するモチベーションを高めるため、職員の能力評価、業績評価を人事評価に反映できるマネジメントシステムを検討します。 ❷ 行政評価制度の推進 総合計画の適正な目標管理及び効果検証ができる行政評価制度を検討します。



対象の事象	回避に向けた評価結果
3-1	災害により施設等に大きな被害が発生した場合でも、迅速な復旧・復興ができるような安定的な財政運営を行うとともに、代替施設の準備をしておく必要がある。
8-2	職員・施設の被災により、行政機能が大幅に低下し、復旧・復興が遅れる事態を回避するため、平時より関係機関との連携を密にし、災害時における体制の構築に力を入れていく必要がある。

施策大綱4「自然の豊かさを感じるまちづくり」

1 豊かな自然環境を受け継ぎ、活かす社会をつくる

施策の概要	森林環境の保全
	❶ 森林の公益的機能の保全 水源涵養機能や土砂災害防止機能、森林が保有する多面的・公益的機能などを長期的に発揮できる森林の整備を進めるため、森林環境税などを活用し、森林の間伐や森林に侵入する竹林の対策を進めます。 ❷ 森林乱伐・乱開発の防止 「森林法」及び「那珂川市森林等の土地保全条例」などに基づき、関係業者への指導を徹底し、森林の乱開発の防止に努めます。また、林地パトロールを強化することで、森林被害対策や災害危険箇所の事前に把握し、対策を進めます。



対象の事象	回避に向けた評価結果
7-2	有害鳥獣の被害が拡大傾向にある一方、対策に当たる人材が不足し、農作物等への被害増加が懸念されている。鳥獣被害を一因とする耕作放棄地の発生や森林の荒廃等は、災害発生時における被害拡大のリスクを増加させる可能性もあることから、生息環境の管理、被害防除及び効果的な捕獲等を組み合わせた総合的な対策を推進するとともに、鳥獣被害防止対策を担う人材の育成に取り組み、関係機関が連携した鳥獣被害防止対策を強化していく必要がある。
7-2	農林業従事者は年々減少傾向にあり、農業振興の中心的担い手としての役割をもつ認定農業者についても、高齢化・若者の就農率の低下により減少が懸念されていることから、新規就農者及び担い手の確保・育成支援の対策の充実が必要である。

施策の概要	河川環境の生物多様性の保全
	❶ 河川環境の保全 市民の環境を守る意識の高揚や郷土愛を育む機会として、市民団体(川を住民の手で美しくする会)などを中心とした河川清掃活動への支援を推進します。また、同じ河川水系自治体である福岡都市圏構成自治体と連携し、海洋プラスチック問題などの環境問題に係る河川環境保全の意識高揚を図ります。 ❷ 生物多様性の保全 生物多様性の保全に対する意識高揚に向けて、ホームページ、広報紙などへの掲載や環境フェアなどのイベントを通じて周知、啓発活動を進めます。



対象の事象	回避に向けた評価結果
8-3	那珂川市の自然・歴史・文化的環境のなかで育まれ継承されてきた文化財等を確実に保存し後世に継承するためにも、平時より各地区及び保存団体等と連携を図っていく必要がある。

2 環境に配慮した地域社会をつくる

施策の概要	廃棄物の減量と 3R活動の推進
	❶ 廃棄物の減量化の推進 広報活動を通じ市民や事業者に対してごみの正しい分別・収集について啓発を継続するとともに、食品ロスに係る啓発、多量排出事業者への廃棄物の減量の指導、助言などを行いながら、廃棄物の減量化を進めます。 ❷ 3R活動の推進 市民の 3R活動を推進するため、各地域での出前講座の実施、広報活動などにより啓発を進めます。 ❸ 廃棄物の適正処理 福岡都市圏南部環境事業組合を通じて、適正な廃棄物の処理を進めます。



対象の事象	回避に向けた評価結果
8-1	大規模自然災害発生時には、大量の災害廃棄物が発生し、通常どおりの廃棄物処理が困難となることが予想されることから、災害廃棄物の撤去、収集運搬、処理・処分についての災害時応援に関し関係団体と協定を締結する等、災害廃棄物を迅速に処理する体制の整備が必要がある。

施策の概要	環境の保全と公害対策
	① 地域環境保全の推進 環境保全推進委員会を中心とした地域活動との連携を図り、環境美化、ペットのマナーアップ、不法投棄防止など、地域の環境保全を進めます。
	② 温室効果ガス排出削減の促進 「環境基本計画」及び「地球温暖化防止対策実行計画」の進捗状況を踏まえ、脱炭素社会の実現に向け、ホームページ・広報紙などへの掲載や環境フェアなどのイベントを通じて啓発を推進し、温室効果ガス排出量削減に取り組めます。
	③ 公害などへの対策 水環境保全のため、主要河川の水質検査を行い、検査結果に基づき、県と連携しながら、必要な対策を講じていきます。また、不法投棄防止の看板設置やパトロールを実施し、違法な野外焼却や不法投棄の防止に努め、併せて広報・啓発活動を行います。



対象の事象	回避に向けた評価結果
8-1	大規模自然災害発生時には、大量の災害廃棄物が発生し、通常どおりの廃棄物処理が困難となることが予想されることから、災害廃棄物の撤去、収集運搬、処理・処分についての災害時応援に関し関係団体と協定を締結する等、災害廃棄物を迅速に処理する体制の整備が必要がある。

3 自然資源を活かした農林業を振興する

施策の概要	農業の振興
	① 新規就農、就農希望者の育成・確保 認定新規就農者については、「人・農地プラン」に基づき農地を集積し、作付け計画、所得目標の達成を図ります。さらに、関係機関と連携し、新規就農者の技術向上、経営相談などのサポート体制を強化します。 ② 所有権の移転、利用権の設定などによる農地集積 農業の担い手に対し、空き農地を紹介することで、農地の集積率の向上を図ります。 農地の情報をもとに地域ごとの意向・意見を踏まえ、実効的な「人・農地プラン」を作成することで、担い手へ農地を集積します。 ③ 有害鳥獣対策の強化 有害鳥獣捕獲活動の継続、イノシシの侵入防止柵の配布など、有害鳥獣対策の強化を図ります。 ④ 荒廃農地の解消 農地所有者へ荒廃防止に向けた指導を行うとともに、所有者が管理することが難しくなった農地を担い手に集積し、荒廃農地の解消、農地の荒廃化を防止します。 ⑤ 収益性の高い作物への転作、特産品の PR・販路拡大 主食用米から収益性の高い作物への転作を推奨します。また、やまももやヤーコンなどの特産品については、市内の直売施設での販売などに限らず、市外への販路拡大を検討します。 ⑥ 農福連携の検討 農業における人手不足解消などを図るため、障がいのある人や高齢者などの働く場を提供するなど、農業従事者と福祉団体などと連携する農福連携を検討します。 ⑦ 地産地消の推進 市内の農作物及び生産者などの情報を市内店舗、消費者に提供し、市民直結型農業を目指し、地産地消の推進を図ります。



対象の事象	回避に向けた評価結果
6-1	平時から、市内の産業能力を向上することにより、災害時に農・商・工等の停滞を招かないよう、産業の基盤を整備していく必要がある。
6-1 6-2	大規模災害等により基幹道路となる国道や県道等が分断される事態が発生した場合においても、市道・林道・農道を迂回路として活用できるよう、平時より維持管理に努め、必要に応じて計画的に整備していく必要がある。

対象の事象	回避に向けた評価結果
7-2	有害鳥獣の被害が拡大傾向にある一方、対策に当たる人材が不足し、農作物等への被害増加が懸念されている。鳥獣被害を一因とする耕作放棄地の発生や森林の荒廃等は、災害発生時における被害拡大のリスクを増加させる可能性もあることから、生息環境の管理、被害防除及び効果的な捕獲等を組み合わせた総合的な対策を推進するとともに、鳥獣被害防止対策を担う人材の育成に取り組み、関係機関が連携した鳥獣被害防止対策を強化していく必要がある。
7-2	農林業従事者は年々減少傾向にあり、農業振興の中心的担い手としての役割をもつ認定農業者についても、高齢化・若者の就農率の低下により減少が懸念されていることから、新規就農者及び担い手の確保・育成支援の対策の充実が必要である。
8-2	災害時における女性、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、傷病者、外国人等への対応力を向上するとともに、思いやりや寛容さのある地域づくりを推進するため、コミュニティ強化に係る支援等の取組を充実する必要がある。

施策の概要	林業の振興
	① 林業サイクルの確立 「那珂川市内の公共建築物などにおける木材の利用の促進に関する方針」に基づき、公共施設の市産材の利用量の増加を推進します。
	② 林業の担い手の育成・確保 福岡県広域森林組合や林業研究会、女性林業研究グループなどと連携し、市産材を活用した取組を検討し、林業従事者の裾野の拡大を図ります。
	③ 市産材の利用促進 森林組合と連携し、公共施設を中心とした市産材の利用を促進します。また、市産材のブランド化を進めるにあたり、森林組合や市内の工務店、家具メーカーなどと連携し、那珂川ヒノキをはじめとする市産材の販路拡大を推進します。



対象の事象	回避に向けた評価結果
6-1	平時から、市内の産業能力を向上することにより、災害時に農・商・工等の停滞を招かないよう、産業の基盤を整備していく必要がある。
6-1 6-2	大規模災害等により基幹道路となる国道や県道等が分断される事態が発生した場合においても、市道・林道・農道を迂回路として活用できるよう、平時より維持管理に努め、必要に応じて計画的に整備していく必要がある。
7-2	農林業従事者は年々減少傾向にあり、農業振興の中心的担い手としての役割をもつ認定農業者についても、高齢化・若者の就農率の低下により減少が懸念されていることから、新規就農者及び担い手の確保・育成支援の対策の充実が必要である。

施策大綱5「地域の資源を活かした活力あふれるまちづくり」

1 地域の経済・雇用を支える産業を創出・育成する

施策の概要	商工業の活性化
	❶ 商工業の活性化 市内の商工業を活性化するため、プレミアム商品券発行などの商工会活動を支援するとともに、農業・商工業が連携した交流イベントや特産品の販売を促進します。 ❷ 中小企業の育成・支援 中小企業の経営基盤の強化のため、商工会による経営指導などの各種相談体制を支援するとともに、各種融資制度の周知活用を促進します。 ❸ 企業誘致と雇用の確保 企業誘致については、継続して関係機関と連携を取りながら、積極的な情報発信と情報収集に取り組みます。



対象の事象	回避に向けた評価結果
6-1	平時から、市内の産業能力を向上することにより、災害時に農・商・工等の停滞を招かないよう、産業の基盤を整備していく必要がある。
6-1	市内事業所の事業継続力を強化するため、商工会と市が共同で作成する、防災意識の向上活動、事業継続計画（BCP）の作成支援、災害発生時の情報収集等を定めた支援計画に基づく協力体制を構築する必要がある。
6-1 6-2	地域や企業相互の連携を図り、産業の活性化とあわせて、技術向上とリスク分散を進めていく必要がある。

施策の概要	新たな起業の育成支援
	❶ 起業・創業者の育成支援 商工会との連携による創業塾を引き続き開催するとともに、創業後の本格的な事業化に向け、個別のフォローアップを推進します。 起業育成の拠点である博多南駅前ビルの活動を拡大し、幅広い交流機会の創出を図ります。 ❷ 地場産業のイノベーション支援 地場産業のイノベーションを支援するため、市内の企業と幅広い分野の起業家・金融機関とマッチングする交流機会を推進します。



対象の事象	回避に向けた評価結果
6-1	平時から、市内の産業能力を向上することにより、災害時に農・商・工等の停滞を招かないよう、産業の基盤を整備していく必要がある。
6-1	市内事業所の事業継続力を強化するため、商工会と市が共同で作成する、防災意識の向上活動、事業継続計画（BCP）の作成支援、災害発生時の情報収集等を定めた支援計画に基づく協力体制を構築する必要がある。
6-1 6-2	地域や企業相互の連携を図り、産業の活性化とあわせて、技術向上とリスク分散を進めていく必要がある。

施策の概要	地域資源を活かした観光の開発
	❶ 観光情報の発信 観光ルートマップやリーフレット、SNS・ホームページなどを活用して観光に関する情報と併せて市内の様々な情報を発信し、本市の観光の魅力を印象づける訴求力のある地域ブランディングの確立と域内の周遊性を高めることを推進します。
	❷ 体験テーマ型ツーリズムの実施 豊かな自然を活かしたアウトドアツーリズムを中心に、主要施設周辺でのトレッキングやサイクリングなどの環境整備に努めます。
	❸ 五ヶ山クロスを核とした滞在型観光の推進 五ヶ山クロスを起点に、市内の観光拠点や施設を周遊する滞在型観光を推進し、域内消費の拡大を推進します。
	❹ 周辺自治体との広域連携による観光の検討 観光連携協定を締結した佐賀県吉野ヶ里町を中心に、国道 385 号や脊振山系で繋がる周辺自治体との連携による広域的な観光振興を検討します。



対象の事象	回避に向けた評価結果
6-1	平時から、市内の産業能力を向上することにより、災害時に農・商・工等の停滞を招かないよう、産業の基盤を整備していく必要がある。
6-1	市内事業所の事業継続力を強化するため、商工会と市が共同で作成する、防災意識の向上活動、事業継続計画(BCP)の作成支援、災害発生時の情報収集等を定めた支援計画に基づく協力体制を構築する必要がある。
6-1 6-2	地域や企業相互の連携を図り、産業の活性化とあわせて、技術向上とリスク分散を進めていく必要がある。

2 歴史・文化・芸術を通じた多彩な交流を広げる

施策の概要	文化・芸術活動の充実
	❶文化・芸術団体の育成・支援・連携 文化協会に加盟する文化・芸術団体の活動を支援するとともに、文化・芸術イベントなど、多くの人々が文化・芸術を通じて交流できる機会の充実を図ります。



対象の事象	回避に向けた評価結果
8-2	災害時における女性、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、傷病者、外国人等への対応力を向上するとともに、思いやりや寛容さのある地域づくりを推進するため、コミュニティ強化に係る支援等の取組を充実する必要がある。
8-3	那珂川市の自然・歴史・文化的環境のなかで育まれ継承されてきた文化財等を確実に保存し後世に継承するためにも、平時より各地区及び保存団体等と連携を図っていく必要がある。

施策の概要	歴史遺産の保存とまちづくりへの活用
	❶ 歴史・文化の保護と継承 那珂川市の貴重な歴史遺産を保護するとともに、岩戸神楽の継承活動などを支援し、観光施策などへの活用を推進します。 ❷ 文化財を活用したまちづくりの推進 国史跡である安徳大塚古墳及び安徳台遺跡の保存や周辺環境の整備について、国・県と連携・協力を図るとともに、文化財を活かした歴史講座やイベントを拡大し、市内外へ歴史・文化の魅力を発信し、交流人口の拡大を図ります。 ❸ 那珂川市の歴史への誇りの醸成 「那珂川市史」の編さん・発行について、市民が本市の歴史について理解を深めるとともに、郷土愛を育むための手段として活用を図ります。



対象の事象	回避に向けた評価結果
8-2	災害時における女性、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、傷病者、外国人等への対応力を向上するとともに、思いやりや寛容さのある地域づくりを推進するため、コミュニティ強化に係る支援等の取組を充実する必要がある。
8-3	那珂川市の自然・歴史・文化的環境のなかで育まれ継承されてきた文化財等を確実に保存し後世に継承するためにも、平時より各地区及び保存団体等と連携を図っていく必要がある。

3 地域とつながりを築き、交流するまちをつくる

施策の概要	『農ある暮らし』の拠点形成と市外からの交流の促進
	① 農業体験を通じた定期的な市外者との交流活動の開催 市外の人々が、農作物収穫体験などの交流イベントを通じて、本市へ来訪する機会を創出します。



対象の事象	回避に向けた評価結果
6-1	平時から、市内の産業能力を向上することにより、災害時に農・商・工等の停滞を招かないよう、産業の基盤を整備していく必要がある。
7-2	農林業従事者は年々減少傾向にあり、農業振興の中心的担い手としての役割をもつ認定農業者についても、高齢化・若者の就農率の低下により減少が懸念されていることから、新規就農者及び担い手の確保・育成支援の対策の充実が必要である。
8-2	災害時における女性、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、傷病者、外国人等への対応力を向上するとともに、思いやりや寛容さのある地域づくりを推進するため、コミュニティ強化に係る支援等の取組を充実する必要がある。

施策の概要	移住・定住の環境づくりの強化
	❶ 移住・定住イベントの実施 首都圏からの移住希望者や福岡都市圏在住者をターゲットに南畑地区の市民などとの交流イベントを推進します。 ❷ 移住促進活動の強化 移住交流促進センターによる南畑地区の移住に関する情報発信・相談対応を行うとともに、移住可能な空き家物件に関する調査・発掘を推進します。また、定住化に向けた住宅取得に対する支援を検討します。 ❸ 移住希望者との関係人口の創出 移住交流促進センターが移住希望者の案内人となり、福岡都市圏在住者をターゲットに南畑地区での農業活動などの定期的な交流機会を促進し、地域と移住希望者のマッチングを推進します。



対象の事象	回避に向けた評価結果
8-2	災害時における女性、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、傷病者、外国人等への対応力を向上するとともに、思いやりや寛容さのある地域づくりを推進するため、コミュニティ強化に係る支援等の取組を充実する必要がある。
8-2	復興のまちづくりを迅速に進めるためには、発災前の平時から、住民等と将来のまちづくりについて、話し合いを進めておくことが重要である。

施策の概要	幅広い人材の交流拡大によるまちづくりの活性化
	❶ 博多南駅ビルなどを拠点とした多様な人材の交流ネットワークの構築 博多南駅前ビルなどを活用した市民の主体的な活動を支援し、産業や文化など幅広い分野の人々が交流活動を広げることで、市内外の人材の多種多様なネットワークを構築し、まちづくりの活性化を図ります。



対象の事象	回避に向けた評価結果
8-2	災害時における女性、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、傷病者、外国人等への対応力を向上するとともに、思いやりや寛容さのある地域づくりを推進するため、コミュニティ強化に係る支援等の取組を充実する必要がある。
8-2	復興のまちづくりを迅速に進めるためには、発災前の平時から、住民等と将来のまちづくりについて、話し合いを進めておくことが重要である。

			1.直接死を最大限防ぐ				2.救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境等を確実に確保する					3.必要不可欠な行政機能は確保する	4.必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	5.ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる		6.経済活動を機能不全に陥らせない		7.制御不能な複合災害・二次災害を発生させない		8.社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する			
			1-1	1-2	1-3	1-4	2-1	2-2	2-3	2-4	2-5	3-1	4-1	5-1	5-2	6-1	6-2	7-1	7-2	8-1	8-2	8-3	8-4
施策大綱	基本施策	施策の概要	の模地 発震に 生倒起因 ・火災等 による 多数的 の死者 の発生	る広域 多数的 の河川 氾濫等 の発生 による 浸水に よる	者大規模 な土砂 災害等 による 多数的 の死傷	避の情 報不足 伝達不 備な交 通渋滞 等による 死者の 発生	結等被 の、災 害発生 長期に わたる 被害の 拡大	時多 数かつ 長期に わたる 孤立地 域等の 同	活警 察の停 滞等 の被災 による 救助・ 救急	発被災 地にお ける疾 病・感 染症の 大規模	死者の 発生 による 多数的 の健康 状態の 悪化	政関行 政機能 の維持 ・確保 の確保 ・確保	達情不 能期報 通信・ 放送等 による 災害・ 防災情 報の伝 達	止汚水 処理施 設等の 長期に わたる 機能停 止	交通イン フラの 長期に わたる 機能停 止	活のサ ブライ フ機能 停止・ 風評被 害等 による 経済ビ ジネス	食料等 の安定 供給の 確保	出損た め池・ 堤防・ 防災イ ンフラ 、天然 砂防等 の崩壊 ・流出	農地・ 森林等 の荒廃 による 被害の 拡大	復興書 害の大 規模な 被害の 発生	復興復 旧を速 く実現 するこ の確保 ・確保	のミ貴 重な文 化遺産 の喪失 ・被害 の拡大	に仮事 業用地 の確保 ・確保 ・確保
自然と調和した快適に暮らせるまちづくり	1 自然と調和した快適な都市基盤をつくる	賑わいある都市空間の形成	●	●	●	●															●		
	2 地域を結び安全・便利な道路交通ネットワークをつくる	道路などの整備	●	●	●	●	●	●							●	●	●						
		公共交通網の整備													●								
	3 安全で快適な生活環境をつくる	清潔な生活環境の形成												●									
		憩いとやすらぎの場の確保	●	●	●							●											
		安全で快適な住環境の創出	●		●							●											
	4 市民目線に立った行政運営を推進する	効率的な行政運営の推進										●									●		
		健全な財政基盤の確立					●	●				●	●								●		
		情報ネットワークの適正な活用				●						●	●								●		
		広報活動の推進と広報活動の充実				●							●										
自然の豊かさを感じるまちづくり	1 豊かな自然環境を受け継ぎ、活かす社会をつくる	森林環境の保全																	●				
		河川環境の生物多様性の保全																			●		
	2 環境に配慮した地域社会をつくる	廃棄物の減量と3R活動の推進																		●			
		環境の保全と公害対策																		●			
	3 自然資源を活かした農林業を振興する	農業の振興														●	●		●		●		
地域の資源を活かした活力あふれるまちづくり		林業の振興														●	●		●				
	1 地域の経済・雇用を支える産業を創出・育成する	商工業の活性化														●	●						
		新たな起業の育成支援														●	●						
		地域資源を活かした観光の開発														●	●						
	2 歴史・文化・芸術を通じた多彩な交流を広げる	文化・芸術活動の充実																			●	●	
		歴史遺産の保存とまちづくりへの活用																			●	●	
	3 地域とつながりを築き、交流するまちをつくる	『農ある暮らし』の拠点形成と市外からの交流促進														●			●		●		
		移住・定住の環境づくりの強化																			●		
		幅広い人材の交流拡大によるまちづくりの活性化																			●		